

上山市議会会議録

第476回定例会

予算特別委員会

(平成29年3月7日)

上山市議会第476回定例会
〔平成29年3月予算特別委員会会議録〕
(第 2 日)

平成29年3月7日(火曜日)

本日の会議に付した事件

議第7号 平成29年度上山市一般会計予算

出 欠 席 委 員 氏 名

出席委員(15人)

守 岡	等 委員	井 上	学 委員
高 橋	恒 男 委員	谷 江	正 照 委員
棚 井	裕 一 委員	川 崎	朋 巳 委員
佐 藤	光 義 委員	尾 形	み ち 子 委員
長 澤	長右衛門 委員	中 川	と み 子 委員
枝 松	直 樹 委員	浦 山	文 一 委員
大 沢	芳 朋 委員	高 橋	義 明 委員
坂 本	幸 一 委員		

欠席委員(0人)

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸	長 兵 衛	市 長	塚 田 哲 也 副 市 長
鈴 木	英 夫	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴 木 直 美 市 政 戦 略 課 長
金 沢	直 之	財 政 課 長	舟 越 信 弘 税 務 課 長
鏡		順 市 民 生 活 課 長	尾 形 俊 幸 健 康 推 進 課 長
土 屋	光 博	福 祉 事 務 所 長	富 士 英 樹 商 工 課 長
平 吹	義 浩	観 光 課 長	前 田 豊 孝 農 林 課 長 (併)農業委員会 事 務 局 長

藤 田 大 輔	農業夢づくり課長	近 埜 伸 二	建設課長
秋 葉 和 浩	上下水道課長	齋 藤 智 子	会計管理者 (兼)会計課長
佐 藤 浩 章	消 防 長	古 山 茂 満	教育委員会 教 育 長
太 田 宏	教育委員会 教 育 課 長	加 藤 洋 一	教育委員会 学 校 教 育 課 長
井 上 咲 子	教育委員会 生 涯 学 習 課 長	鏡 裕 一	教育委員会 ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 和 啓	監 査 委 員	渡 辺 る み	監 査 委 員 事 務 局 長

事 務 局 職 員 出 席 者

佐 藤 毅	事務局 長	遠 藤 友 敬	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 任	後 藤 彩 夏	主 事

午前10時00分 開 議

開 議

○尾形みち子委員長 おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに平成29年度各会計予算9件の審査に入ります。

**議第7号 平成29年度上山市一般
会計予算**

○尾形みち子委員長 初めに、一般会計予算の審査方法についてお諮りいたします。

最初に、当局の説明を受けた後、平成29年度一般会計予算の説明と質疑について、さきに各委員に配付いたしております審査予定表のとおり進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査予定表のとおり進めることに決しました。

なお、その他の予算については、従来の審査方法のとおり、一括または分割しての審査方法をもって進めたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、議第7号平成29年度上山市一般会計予算の審査を行います。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 おはようございます。

命によりまして、議第7号平成29年度上山市一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

平成29年度上山市の一般会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161億8,000万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものであります。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」によるものであります。

地方債、第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」によるものであります。

一時借入金、第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定めるものであります。

歳出予算の流用、第6条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算について、歳入から御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開きください。

1款市税につきましては、35億230万円を計上するものであります。1項市民税に12億4,120万円を、2項固定資産税に17億4,780万円を、3項軽自動車税に8,540万円を、4項市たばこ税に1億7,400万円を、5項入湯税に4,100万円を、6項都市計画税に2億1,290万円をそれぞれ計上するものであります。

2款地方譲与税につきましては、1億1,900万円を計上するものであります。1項地方揮発油譲与税に3,400万円を、2項自動車重量譲与税に8,500万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、3款利子割交付金に400万円を、4款配当割交付金に700万円を、5款株式等譲渡所得割交付金に300万円を、6款地方消費税交付金に5億3,000万円を、7款ゴルフ場利用税交付金に500万円を、8款自動車取得税交付金に2,000万円を、9款地方特例交付金に1,200万円を、10款地方交付税に36億9,300万円を、11款交通安全対策特別交付金に500万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、12款分担金及び負担金に1億2,715万9,000円を計上するものであります。1項分担金に278万4,000円、2項負担金1億2,437万5,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、13款使用料及び手数料に1億3,484万2,000円を計上するものであります。

が、1項使用料に6,701万4,000円を、2項手数料に2,777万8,000円を、3項証紙収入に4,005万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、14款国庫支出金に13億9,039万8,000円を計上するものでありますが、1項国庫負担金に10億1,854万円を、2項国庫補助金に3億6,553万2,000円を、3項委託金に632万6,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、15款県支出金に9億7,407万5,000円を計上するものでありますが、1項県負担金に4億9,176万5,000円を、2項県補助金に4億2,618万8,000円を、3項委託金に5,612万2,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、16款財産収入に1億3,714万9,000円を計上するものでありますが、次のページをお開きください。1項財産運用収入に5,994万4,000円を、2項財産売却収入に7,720万5,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、17款寄附金に15億100万円を、18款繰入金に2億9,050万円を、19款繰越金に1億円を計上するものであります。

次に、20款諸収入に12億6,017万7,000円を計上するものでありますが、1項延滞金、加算金及び過料に200万円を、2項市預金利子に50万円を、3項貸付金元利収入に11億3,649万7,000円を、4項受託事業収入に1,195万1,000円を、5項雑入に1億922万9,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、21款市債に23億6,440万円を計上するものであります。

その結果、歳入合計を161億8,000万円とするものであります。

次のページをごらんください。

歳出について御説明申し上げます。

1款議会費については、1億5,664万7,000円を計上するものであります。

次に、2款総務費については、27億6,384万6,000円を計上するものでありますが、1項総務管理費に24億5,227万3,000円を、2項徴税费に1億8,363万3,000円を、3項戸籍住民基本台帳費に7,276万3,000円を、4項選挙費に929万4,000円を、5項統計調査費に2,493万3,000円を、6項監査委員費に2,095万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、3款民生費については、43億181万7,000円を計上するものでありますが、1項社会福祉費に25億3,132万3,000円を、2項児童福祉費に14億9,764万2,000円を、3項生活保護費に2億7,285万2,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、4款衛生費については、16億7,241万5,000円を計上するものでありますが、1項保健衛生費に13億666万5,000円を、2項清掃費に3億6,575万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、5款労働費については、6,232万3,000円を計上するものであります。

次に、6款農林水産業費については、6億1,981万8,000円を計上するものでありますが、1項農業費に4億8,810万5,000円を、2項林業費に1億3,171万3,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、7款商工費については、18億4,1

61万7,000円を計上するものであります。
次のページをお開きください。

次に、8款土木費については、11億7,707万6,000円を計上するものであります。1項土木管理費に2,539万8,000円を、2項道路橋梁費に6億5,883万2,000円を、3項河川費に475万8,000円を、4項都市計画費に3億4,244万1,000円を、5項住宅費に1億4,564万7,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、9款消防費については、6億9,187万8,000円を計上するものであります。

次に、10款教育費については、15億3,411万9,000円を計上するものであります。1項教育総務費に2億552万4,000円を、2項小学校費に3億9,298万7,000円を、3項中学校費に1億2,876万3,000円を、4項学校給食費に1億8,918万2,000円を、5項社会教育費に4億5,520万5,000円を、6項保健体育費に1億6,245万8,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、11款災害復旧費については、2,727万1,000円を計上するものであります。1項農林水産業施設災害復旧費に330万円を、2項土木施設災害復旧費に2,397万1,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、12款公債費については、12億3,500万円を計上するものであります。

次に、13款諸支出金については、7,617万3,000円を計上するものであります。

次のページをごらんください。

次に、14款予備費については、2,000万円を計上するものであります。

その結果、歳出合計を161億8,000万円とするものであります。

次に、事項別明細書について御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、42ページ、43ページをお開きください。

最初に、1款議会費から御説明申し上げます。

1項議会費1目議会費は、1億5,664万7,000円で、前年度対比182万6,000円の増であります。議会映像配信経費の増、決算特別委員会の見直しに伴う経費の増などによるものであります。

議会運営費では、議会だより発行費、議会映像配信委託料、常任委員会の行政調査費、議会報告会に要する経費などを措置したところであります。その他、議員報酬等、職員人件費であります。

次に、2款総務費について御説明申し上げます。

1項総務管理費1目一般管理費は、6億8,426万6,000円で、前年度対比4,472万円の増であります。平成28年度の県の人事委員会の勧告による職員人件費の増などによるものであります。

総務一般管理費では、各種委員、地区会長等の報酬、庁舎の電話交換業務委託料などを措置し、人事管理費では職員の健康管理のために産業医の配置、健康診断、職員採用試験、人事給与システム保守等の委託料、非常勤・日々雇用職員の雇用に要する経費等を措置するものであります。

次のページをお開きください。

職員研修費では、市町村アカデミー等研修機関への派遣研修、庁内研修、職員の自主研修グループへの活動助成金などを措置し、秘書費で

は、市長、副市長の活動に要する経費のほか、県市長会負担金などを措置し、財政一般管理費では、庁内で使用する用紙、トナー等の購入費、電子複写機の賃借料などを措置し、国際交流推進費では、ドノウエッシンゲン市への学生訪問団派遣に係る経費、国際理解を推進するための市民講座の開催などに必要な経費を措置し、平和都市推進費では、平和都市推進事業補助金などを措置し、自衛官募集費では、上山市自衛隊協力会への補助金などを措置したほか、次のページをお開きください。

特別職給与等、職員人件費であります。

2目文書広報費は、2,111万2,000円で、前年度対比141万8,000円の増であります。但し、条例等の例規データベースの更新業務委託の増などによるものであります。

文書管理費では、各種法令の追録に係る経費、条例等の例規データベースの更新業務委託料などを措置し、広報広聴費では、市報の発行、編集業務の委託に係る経費のほか、「やまがた東西南北」のテレビ広報に要する経費などを措置するものであります。

3目財政管理費は、776万5,000円で、前年度対比43万3,000円の増であります。但し、財務会計システムのリース料、保守委託料、予算書の印刷経費などを措置するものであります。

4目会計管理費は、372万4,000円で、前年度対比75万5,000円の増であります。但し、出納事務、決算書作成に要する経費を措置するもので、市税等のコンビニ収納等の手数料の増によるものであります。

5目財産管理費は、4億1,698万3,000円で、前年度対比13億261万5,000円の減であります。但し、庁舎耐震改修工事等の事

業費の減などによるものであります。

庁舎管理費では、庁舎の維持管理に要する修繕料、委託料、燃料費、光熱水費などを措置し、庁舎整備事業費では、次のページをお開きください。

繰越明許としていない空調設備等を更新するための工事費などを措置し、財産管理費では、市有財産管理に要する保険料、施設警備委託料、土地開発公社への利子補給補助金などを措置し、車両管理費では、市有車の点検及び車検費用、リース料などを措置し、基金積立金では、財政調整基金などの利子積立金を措置するものであります。

6目企画費は、11億5,997万7,000円で、前年度対比3億383万1,000円の増であります。但し、ふるさと納税の増に伴う経費や基金積立金の増のほか、移住推進事業費を新たに措置したことなどによるものであります。

企画調整管理費では、第7次上山市振興計画や上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の運用・進行管理、上山市基本図のシステムのリース料のほか、国などへの要望活動に要する経費を措置するものであります。

ふるさと納税推進事業費では、市内特産品を初めとして本市を全国にPRできるふるさと納税の返礼品や関係経費を措置し、公共交通事業費では、市営予約制乗合タクシーの運行に要する経費、路線バス維持に係る補助金などのほか、免許返納者に対する支援を拡充し、地域おこし協力隊推進事業費では、シティープロモーション、移住コンシェルジュやカヤぶきの伝承などを目的としたかみのやま茅屋根プロジェクトなど、地域活性化につなげる地域おこし協力隊の活動等のほか、さらに隊員を募集する経費を措置し、まちづくり推進事業費では、まちづくり

センター運営、元気なかみのやま創造支援事業補助に要する経費を措置し、移住推進事業費では、独身者や家族など、それぞれの生活スタイルに合わせた移住体験ツアーを実施する経費を措置し、基金積立金では、ふるさと納税基金の積立金を措置するものであります。

7目情報管理費は1億69万6,000円で、前年度対比373万9,000円の減であります。平成28年度に実施したいわゆるマイナンバー制度を運用するために必要な費用の減などによるものであります。

コンピュータシステム運用費では、住民情報クラウドシステムに要する経費、ホームページやメールの運用に要する経費、コンピュータリースやシステム保守委託料、地方公共団体情報システム機構の中間サーバー・プラットフォーム利用負担金のほか、新たに山形県が平成29年度に構築する市町村情報セキュリティクラウドの負担金などを措置し、コンピュータシステム開発費では、システム開発等業務委託料などを措置し、光ケーブル管理費では、山元地区の光ファイバー網の維持管理経費を措置するものであります。

8目市民生活対策費は、2,519万円で、前年度対比2,689万6,000円の減であります。県防災行政通信ネットワーク再整備工事に係る負担金の減などによるものであります。

消費者行政費では、消費生活相談員の配置、研修など相談業務強化や全戸配布チラシなど啓発に係る経費を措置し、次のページをお開きください。防犯対策費では、防犯灯の電気料、防犯関係団体への補助金などを措置し、防犯施設整備事業費では、防犯灯設置工事費や防犯灯更新への助成金、LED化した防犯灯のメンテナ

ンスつきリース料などを措置し、防災対策推進費では、蔵王山火山防災協議会負担金、防災行政無線負担金、避難所へ食糧や生活必需品等の防災用備蓄品を整備する経費のほか、全戸配布する防災ファイルの作成、融雪型火山泥流避難区域に防災ラジオを配備し、緊急情報を放送できるようにするための経費を措置し、市民農園開設費では、市民農園開設に要する賃金などを措置するものであります。

9目交通安全対策費は、3,256万円で、前年度対比1万6,000円の減であります。交通安全対策費では、交通安全専門指導員や交通指導員の報酬、道路照明灯の電気料、駐輪場の土地借上料などを措置し、交通安全整備事業費では、道路反射鏡等の修繕費、交通指導員等の被服の購入に要する経費を措置したほか、職員人件費であります。

次のページをお開きください。

次に、2項徴税費であります。1目税務総務費は、1億4,952万8,000円で、前年度対比969万7,000円の減であります。職員人件費の減などによるものであります。税務総務費では、公図作成成分筆測量等業務委託料や事務経費を措置し、市税還付金では、市税還付金を措置したほか、職員人件費であります。

2目賦課徴収費は3,410万5,000円で、前年度対比1,185万5,000円の減であります。固定資産評価がえ調査業務の減、税システムのリースが年度途中で終了するなどによるもので、税の申告支援システム、滞納整理システムのリース料、保守委託料、電子申告・国税連携に係るASPサービス利用料に係る経費のほか、市税の賦課徴収に要する経費を措置するものであります。

次に、3項戸籍住民基本台帳費であります。

1目戸籍住民基本台帳費は、7,276万3,000円で、前年度対比1,931万3,000円の減であります。戸籍電算システムのリース終了などによるものであります。

戸籍住民基本台帳事務費では、更新した戸籍電算システム機器、住基ネットシステム等のリース料、保守委託料、窓口での謄本抄本・諸証明発行に係る経費、通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金を措置したほか、職員人件費であります。

次のページをお開きください。

次に、4項選挙費であります。1目選挙管理委員会費は、909万7,000円で、前年度対比214万2,000円の増であります。職員人件費の増などによるものであります。委員会運営費では、委員の報酬など委員会運営に要する経費のほか、職員人件費であります。

2目選挙啓発費は、19万7,000円で、前年度対比3万4,000円の増であります。選挙啓発活動に要する経費であります。

次に、5項統計調査費であります。1目統計調査総務費は1,244万3,000円で、前年度対比61万9,000円の減であります。統計調査総務費で統計調査員確保に要する経費のほか、職員人件費を措置するものであります。

2目統計調査費は、144万円で、前年度対比52万8,000円の減であります。平成29年度は就業構造基本調査、工業統計調査などに要する経費を措置するものであります。

3目地籍調査費は、1,105万円で、前年度対比3,269万1,000円の減であります。国の補正予算を活用して平成29年度新規実施予定を平成28年度補正予算に前倒ししたことによる減であり、長清水、石堂、鶴脛町

一丁目、湯町、元城内など継続地区の経費を措置するものであります。

次に、6項監査委員費であります。1目監査委員費は、2,095万円で、前年度対比10万6,000円の増であります。監査委員費では、監査に要する経費を措置し、監査委員給与等では、監査委員報酬を措置するほか、職員人件費を措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○尾形みち子委員長 これより1款議会費、2款総務費について質疑、発言を許します。井上委員。

○井上 学委員 2款1項1目自衛官募集費、2款1項6目ふるさと納税のことについて質疑します。

先月の市報に自衛官募集のチラシが多分全戸にだと思いますが、入っていました。そのことについて、市民からの問い合わせもあったのではないかと思います。まず、市民からどのような声があったのかお聞きします。

今回の措置は、自衛隊法第97条「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」にのっとり実施したものだと思いますが、防衛省が自衛官募集に使うため満18歳を迎える適年齢者の情報を住民基本台帳から抽出して提供するような、全国各地の自治体にそういったものが40年近く請求し、これに各自治体が応じてきたことが明らかになっています。

しかも、驚くべきことに、一部の自治体では保護者名、健康状態、職業など、プライバシーの高い情報を提供したとされています。

上山市では自衛隊に対してそうした情報を提

供したことがあるのかどうかということをお聞きするとともに、ある場合は、どのような情報を提供したのかお示してください。

次に、ふるさと納税についてお聞きします。

本当に好調で、本当の本市の財政の部分だけでなく、産業、農業の部分に多大な効果をもたらしていることと思いますが、その中で懸念の声が上げられている点があります。それは、返礼品に関して、特に農産物においてなんです。一応市内農産物ということで私は認識しているんですが、そういった中で、農家なのか、ちょっと業者なのかわからないところがあります。仕入れを行って返礼を行っている。多分これは市内の農家から仕入れてではないと思うんですが、そういった声を聞いています。その点について、ふるさと納税の観点から、行政としてよしとするのか、また、こういった事実があるのかどうか、その点の考え方についてお聞きいたします。

○尾形みち子委員長 市民生活課長。

○鏡 順市民生活課長 3月1日の資料にあわせて全戸配布したチラシの市民から直接的な市に対する反応は今のところございません。

あと、対象年齢の方のデータの提供でございますけれども、毎年、防衛省、防衛大臣の名で県を経由して通知が来まして、一定年齢の方の住所、氏名を提供して、紙ベースで提供しております。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 ふるさと納税につきましてお答えいたします。

本市のふるさと納税の取り扱い業者の要件としまして、市内に営業所・事業所があること、そして、その品物については市内で生産・加工・販売がされているものという条件を付して

おります。その条件で照らし合わせれば問題はないかとは思いますが、我々としては、特に農産物につきましては、可能な限り市内生産物を使っていただくようにはお願いしているところでございます。条件に反しているという認識はございません。

○尾形みち子委員長 井上委員。

○井上 学委員 まず、市には直接市民からの声は届いていないということなんですが、私どものほうには、やはりチラシを見ますと、戦車が載っていたり、銃を構えていたりというところで、どういったことなのだという苦情というか、問い合わせが来ています。

私もこういった情勢の中で、もしも募集するにしても、やはり自衛隊の方が災害復旧をしている場面だとか、そういったことであれば理解できる場所であるとは思いますが、行政としてこういった募集をかける際は吟味していただきたいということが1点と、あと、また今後恐らく安全保障法制ができ、集団的自衛権も容認され、戦場へ派遣の可能性が高くなっていく中、自衛隊をやめたり、入隊希望者は減ってくるのではないかと思います。

そうすると、当然自衛隊からの勧誘もこれ以上強いものになると考えます。

住民基本台帳あるいはマイナンバーに基づく情報提供は、先ほど氏名と住所というところだったんですが、プライバシーの保護、個人情報の保護といった面からも問題があり、自衛隊法97条に定める市町村の事務に当てはまらないという理解でよろしいかどうか、お聞きします。

あと、ふるさと納税の点に関しましては、要件違反ではないというところで理解するところなんです。やはり農家の方からは、そののと

ころはとか、あそこのところは本当に仕入れて何にもしないでペーパーマージンで何だというふうな、悪い言葉ですればふるさと納税を食い物にしているというふうなところもあります。

そういった行政の対応というか、業者であればというふうなところであれば、そのところも農家を含め、返礼品を提供してくれる方々に説明をしていく必要があると思うのですが、その点についてお聞きします。

○尾形みち子委員長 市民生活課長。

○鏡 順市民生活課長 防衛省、自衛隊に対する情報提供につきましては、各自治体によってまちまちではございますが、大部分の自治体が紙ベースで一定の要件をつけて提供しているような実情にありますので、細心の注意を払いながら、要請があれば応えていかなければならないのかなと思っております。

また、今回のチラシというのは、例年チラシはなくて、資料での一般的な募集記事のみだったんですけども、今回緊急の要請があって配布したものでございますけれども、内容については、委員おっしゃるような反響もあったということ伝えて、十分吟味した中で対応したいと考えております。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 ふるさと納税につきましては、返礼品取り扱い事業者につきましては、先ほど申し上げた条件でございますが、特に単純な品物の横流しによる返礼とか、そういったものは非常に遺憾だと思っておりますが、なりわいとして事業を営んでいる方につきましては、基本的には先ほどの条件に合えば問題ないかと考えております。

ただ、冒頭申し上げたとおり、特に農産品につきましては、市内の農産品のブランド力でP

Rの向上の目的もありますので、そこは御理解いただくように話をしてみたいと思っております。

○尾形みち子委員長 井上委員。

○井上 学委員 自衛隊募集のことに関しては、住民基本台帳法で定めているのは、閲覧であって、提供ではないということ自衛隊法とはちょっと反するところなのかもしれませんが、徹底していただきたいと、これは要望にとどめます。

ふるさと納税のことはわかったんですが、そういったことをなかなか納得してもらえない、特に農家の方がいらっしゃいますので、そういった方に趣旨を説明して、そうやって仕入れてやる分に関しても、本来望むところではないが認められますよというふうなところを伝えていただかないと、私から言っても何だということになりますので、行政としてそういった対応を求めたところなのですが、再度その点お願いします。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 事業者に対する説明会等もこれまで複数回開催しております、その中でもこういう条件につきましては御説明申し上げておりますが、機会あるたびにそういう趣旨を広めてまいりたいと思います。

○尾形みち子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 1項の6目公共交通事業費の部分ですけれども、運転免許証自主返納者に対する支援を拡充するということですけれども、これまでは市営バス、市営予約制乗合タクシー回数券100円券を55枚交付してきたという実績があるようですけれども、これは今後どのように拡充するのかということをお聞きしたいのと、あと1項8目の防災対策推進費

ですけれども、新規の事業ということで、東日本大震災の経験からこの防災ラジオの整備というのは非常に重要なことだと思います。この受信機はどういった放送局を利用するのか、この送信というのはどういう業者を利用するのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 公共交通につきましてお答えいたします。

免許返納者に対する支援につきましては、これまでの市営の交通機関に加えまして、民間のバス事業者及びタクシー事業者を対象といたします。

また、支援額につきましてもこれまでの5,500円から1万円に拡大を考えております。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 防災ラジオの件でお答えいたします。

まず、受信機のラジオでございますけれども、本体価格1台1万3,000円、税込みですと1万4,040円になりますが、通常はAM・FMラジオとして使用できるラジオでありまして、緊急放送時にはFMラジオ局からの自動受信信号の受信によって電源を切った状態でも起動あるいは他局放送受信の状態から受信することができるラジオでございます。

それから、放送業務の委託につきましては、県内で放送しているFM放送局に委託をする予定でありまして、その内容につきましては、先ほど申し上げました緊急情報の放送、それから、毎月1回の試験放送の実施を行う予定にしております。

○尾形みち子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 防災ラジオの件はわかりました。

最近は、インターネットラジオというのかなり普及しているようなんですけれども、この対応というのも可能なんですか。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 基本的にはアナログFMの受信機でありまして、インターネット受信ということはちょっと考えておりません。

○尾形みち子委員長 長澤委員。

○長澤長右衛門委員 防災対策推進費の今のごとでございますけれども、設置場所は決まっているのかということと、あとこの無償で対処するというラジオなんです、それを何台ぐらい設置する御予定なのか。

あと、地区内に屋内等の大型の拡声器なんかも設置するのか、その3点伺います。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 現在緊急情報発信する場合には、Jアラートを活用して一斉伝達してやるということでございますけれども、いわゆる高齢者世帯、独居老人世帯等、スマートフォンを持ってもらっていない世帯に対する情報手段ということで、このたび整備をすることでございます。

配布対象台数につきましては、69台であります。

1つは、高野地区の一部の希望する世帯、22世帯を考えておりますが、あともう一つが蔵王川沿線の学校、医療機関、福祉施設等の各施設でございます。それから、坊平地区等お釜近傍の施設、合わせましてここが32台でございます。それから、中川地区の自主防災会の会長に15台配備をする考えでございます。

負担の考え方でありまして、市民税の非課税世帯については無償の貸与、災害時要援護者世帯については有償で1台1,000円で

お願いします。その他の希望世帯につきましては、1台3,000円ということで頂戴する考えでございます。

そのほか、自主防災会の会長には無償貸与、それから避難所とか学校等につきましては、無償貸与、事業所等につきましては、1台3,000円の有償ということで考えてございます。

それから、大きい防災の拡声器につきましては、今回は考えてございません。

○尾形みち子委員長 長澤委員。

○長澤長右衛門委員 正確な情報、早期伝達を目指していただきたいと、まず要望しておきます。

先ほど大型拡声器を設置しないということでございますけれども、やっぱりそういうことも後々考えていく方針であるのか、ちょっと伺います。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 今回の高野地区にかかわる防災ラジオの配備につきましては、1つは、高野地区にあります道路からの放送というのもございますので、その辺もあわせて、今後必要性を検討していきたいというふうに思います。

○尾形みち子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 2款1項6目企画費でございます。ふるさと納税の情報発信をこれから拡充していくということですが、現状にどのように、その拡充を付加していくのかということをお示しいただければと思います。

あと、ふるさと納税に関しましては、民間業者に業務委託するということなんですけれども、これに関して、委託した直後に発送が滞ったりなんか、トラブルがあったりというふうな懸念がないのかということもあわせてお聞きしたい

と思います。

次にもう一つ、地域おこし協力隊の運営についてもお聞きします。こちら、ふやす方向でというようなところであるんですけども、現状の地域おこし協力隊の人員の変更等はないのか。

あとは、今度ふやす隊員はどのような隊員をどのような、上山の振興に向けてふやしていくのかということをお聞きしたいと思えます。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 ふるさと納税の情報発信の拡充につきましては、平成28年度につきましては、ふるさと納税の入り口ともなりますポータルサイト、2つのポータルサイトを開いておりました。

平成29年度につきましては、そのポータルサイト数をふやしたいと考えております。その視点でございますが、これまでは協力自治体数が多かったポータルサイトをお願いしていましたが、平成29年度は特に果樹等をこれまで扱っていないようなポータルサイトに着目しまして、上山の特性が十分目立つようなPRをしてまいりたいと考えております。

平成29年度から新たに返礼品の発送業務等を委託する事業者につきましては、これまでも内々に打ち合わせ等も進めて準備をしております。4月1日から円滑に進めるような準備をしっかりとしてまいりたいと考えております。

地域おこし協力隊につきましては、平成28年度までには4名の隊員がいましたが、平成28年度の末をもちまして1名クアオルト業務を担当しておりました隊員がやめる予定でございます。

平成29年度から新たに2名の採用の枠を考えております。そのうち1名につきましては、

観光振興を担当する協力隊員として採用を予定しております。

○尾形みち子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 新たに観光振興を主に仕事とした隊員をふやしていくということですが、観光振興といいましても非常に大まかでございますが、何かこの隊員さんが有している特徴的なものがありましたら、わかる範囲で教えていただければと思います。

○尾形みち子委員長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 面接等を行っておりまして、観光に非常に関心が高く、実績も観光業のキャリアがあるという方でした。そこで、私どもの考える上山市の観光振興策、その方向性と一致した仕事をしてもらわなきゃいけないというようなことで、まだ1回しか私面談しておりませんが、そういった大きな流れで協力隊のその隊員としてやりたいことと観光課の方向性というものを一致してしまおうねというようなことまでは合意しておりまして、具体的なものはこれからでございます。

○尾形みち子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 1名の地域おこし協力隊の方がやめられるということで、円満だというふうなことも聞いておるんですけども、今後新しく来る方とも連携を図りながら、市の発展に一体となって寄与していただきたいと思います。

○尾形みち子委員長 高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 1項総務管理費の中の一般管理費のことでお尋ねいたします。

今、各地区では地区役員の改選というか、選挙で新しい地区役員が選ばれて、日曜日ともなると総会が始まっているんですけども、その中においてこの上山市の行政の下で支えている地区会長とか、そのほか民生委員とか、そうい

う役職になり手がなくて、今困っているような状況の中で、今やっぱり今のいい言葉にも限界集落とか、生涯現役とか、そういうようないい言葉ばかり出てきて、やっぱり昔みたいに率先して地区のため、市のためとか、そういうふうな考えを持っていなくて、身の丈の忙しいのが頭にあるような時代の中で、特に平成29年度、この一般管理費の中で、対前年度4,470万円ほど増額になっているんですけども、さっき地区会長手当ほかと言われたんですが、そういう特別職に対しての値上げとか、そういうふうなものが含まれているのかどうかお尋ねいたします。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 一般管理費の増につきましては、人件費等の増ということで申し上げておりますが、地区会長の報酬につきましては、平成28年度と同額を計上してございます。

○尾形みち子委員長 高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 もうなり手が無いという理由に報酬ばかりではないんですけども、特に、郡部のほうになってまいりますと、戸数の減少という中において、地区会を運営するにも地区会長手当と別に地区でも負担して地区会長をやっとお願いしているような状況の中で、特に本庁地区だと何百所帯というふうな地区ですと、同じ地区会長に市からの手当で何十万円という金額になるわけなんですけれども、上山市の行政を支える、そのような特別職の役員報酬のもう少し傾斜配分というか、郡部になりますと平成28年度の地域の会長の会合のときに見たんですけども、年間186回1日暇だれということではないですけども、そのくらい暇だれして行政を支えているという中において、もう少しこういうふうな報酬ばかりじゃないんですけ

れども、いろいろ待遇面で考えなければならぬと思うんですが、いかがでしょうか。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 地区会長の皆様には本当に行政と地域とのパイプ役ということで、日々御活躍をいただいているということで、大変感謝を申し上げているところでございます。

地域のほうでは市から出ている報酬以外にも報酬を支払っていらっしゃるというところもあるかと思えますし、ただ、これにつきましては、本庁地区においても同じでございます。独自に払っている地域もあるというふうに承知してございます。

地域といわゆる本庁地区との格差の部分につきましては、地区会長の部分に限られた問題ではなくて、やはり市全体の課題でございます。

役員のなり手が少ないということは、これは本庁地区でも同じでありまして、その辺につきましては、やはり地域の力を出していただく分については、できるだけ地域で出していただきたいということが願いではございますけれども、そういった点で本庁地区と地域との間での報酬の格差を縮めるとか、そういうところの考えは今の時点では持ってございません。

○尾形みち子委員長 高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 市当局でそんな考えは持っていないという話なんだけれども、もしそのなり手がなくて誰もならなかったらどうなるんですか。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 もちろん市とのパイプ役ということでさまざまなことを地区の会長さんには御協力をいただいているところでありますので、なり手がいないということになりますと、行政としても非常に難しいことになりますけれ

ども、こちらといたしましては、できるだけ地域のほうで盛り上げていただきたいということでお願いするところでございます。

○尾形みち子委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 1項5目財産一般管理費でございます。庁舎管理費においてでございますが、耐震工事に伴って議場のタペストリーがどうなるのかというふうな点が1つ。

庁舎の中にはいろいろな齋藤茂吉にまつわるものがございます。そういう意味ではタペストリーはどうなるのか。

それからもう一つ、鳥のタイルがありますけれども、これは飛んでいる鳥の方向がわかるようになっているわけですが、接着部分が外れて、いわゆる方向性を失っている鳥が9羽だと思えますけれども、あるというふうに認識をしておりますが、これをどのようにするかお伺いいたします。

続きまして、1項の6目のいわゆるふるさと納税のことについて私のほうからも2点。

1つは、山形市においては12月から先行して受け付けをして、1月にはもう既に予定に達していると。これ、平成28年度分は上市市も同様な取り組みをして成績を飛躍的に伸ばしたというふうに認識しておりますけれども、平成29年度分はそれを平成28年度の反省を踏まえたのかどうかわかりませんが、そういう方法、手法をとらないでいるということでございます。その部分を伸ばすという自信があると捉えていますけれども、その辺の考え方がどうなのかと。

もう一点は、返礼品とともにいわゆるお礼状というのが入っているのが合理的で効果も高いと私は思っているんですけれども、それを分けてやっておられるように見受けられますが、そ

の辺の考え方についてもお示しいただきたいと思ひます。

○尾形みち子委員長 財政課長。

○金沢直之財政課長 議場のタペストリーについてお答えいたします。ただいま齋藤茂吉記念館に飾られるかどうかということで協議をさせていただいております。

ただ、齋藤茂吉記念館でもこの長さのままでは飾られないということで、切ることが可能であれば飾らせていただきたいというような話も出ております。

そちらのほうにつきましては、できれば多くの方に見てもらいたいということもありますので、切ることも視野に入れてはおります。

ただし、どうしても切ることがだめだということであれば、庁舎内で何とか設置するような方向も検討したいと思っております。

大会議室前の鳥のタイルにつきましては、若干外れているものがあるということはわかっておりますが、まず耐震改修が終わった後にそれ以上どこもいじらないという形になってから、接着剤等である程度の固定をしたいと考えております。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 ふるさと納税につきましては、確かに周辺自治体につきまして、果樹等の先行受け付けをしている状況でございます。

本市につきましては、4月以降返礼品の発送業者を変える関係もありまして、年度内の先行受け付けは見送っているところでございますが、4月に入りまして、例えばラ・フランスの先行予約とか、そういったものをする事によって十分今後の寄附額を伸ばすことは可能かと考えております。

お礼状の商品との同封につきましては、これまでも事業者といろいろと意見交換してまいりましたが、意向を統一することができずに、現状ではお礼状、寄附受領証、こういったものと一緒に市のほうで同時に発送している状況でございます。

○尾形みち子委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 タペストリーについては、了解いたしました。

また、鳥についても同様に耐震の工事が終了後接着ということですので、了解いたしました。

それから、先行のほうも受け付けの考え方も了解しました。

お礼状の取り扱いについて、さらに検討を進めて、早目に結論を出していただきたいと思つたところではあります。

○尾形みち子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 8目防災対策推進費についてお伺いします。

先ほどラジオの件ですけれども、主に中川地区についての説明だったので、ちょっとお伺いしたいんですけれども、ほかにひとり住まいの高齢者とか、本庁地区、ほかの地区の方もあわせて考えていらっしゃるのか。

あと、防災ファイル作成業務委託とありますけれども、これの委託先をお伺いいたします。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 防災ラジオの配備先でございますが、このたびは範囲を限って融雪型火山泥流のおそれのある地域ということで進めさせていただいておりますけれども、今後平成30年度以降につきましては、浸水想定区域、それから土砂災害警戒区域を対象に広げながら事業を進めていくということで計画をさせていただきます。

ます。

それから、防災ファイルの委託先でありますけれども、現状のところまだ定まってはございません。

○尾形みち子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 ラジオについては承知しました。

委託先について、よりよいものを作成できるように希望します。

あともう一つ、制作の委託がまだだということなんでしょうけれども、ファイルというふうに記されていますけれども、ファイルのカバーというんですか、形状、本当に一家に1冊の保存版ということで、ある意味なくされては困ると思うんですけれども、そういった形状、細かい話で済みませんが、いわゆるファイルがソフトなのかハードなのかなんていうところを聞いていいでしょうか。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 ソフトかハードかという部分について、これもこれからの検討になりますけれども、できるだけ長く保存いただくような形状を基本的には考えておりますし、あと、可能であるならば、広告募集なんかも考えていく必要があるかなと思っております。

○尾形みち子委員長 質疑の途中ではありますけれども、この際10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

○尾形みち子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大沢委員。

○大沢芳朋委員 1点だけちょっと、地域おこし協力隊のところ、移住コンシェルジュとい

うことでちょっとお聞きいたします。

ちょっとあるところでコンシェルジュの方、要するに免許を持っているのかということをお聞きしました。

あわせて、その地域、仕事についていろいろな相談をいただくとは思いますが、要するに、その地域の実情をしっかりと把握しているのかというのがちょっと私1点ありまして、例えばこの土地は消防団の壬辰があつて、要するに寄附金をもらいに来ますよとか、この地域はこういうことがありますよというようなことをしっかりとコンシェルジュの方が把握して、しっかりとそういう相談が来たときに対応しているのかということをお聞きいたします。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 1点目、移住コンシェルジュの自動車の免許かと思いますが、自動車の免許につきましては、取得いたしまして、現在、車も所有しております。

2点目、地域の実情につきましては、まだ全ての詳細な状況は把握していない点が多いかと思いますが、それも相談があつた時点でそれぞれの地区会とも連絡をとり合っておりますので、そういった詳細な情報は地区会長からいただけるような方向で進めてまいりたいと思います。

○尾形みち子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 わかりました。あるところから聞かれたものですから、心配になって聞きました。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○尾形みち子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 まず、ふるさと納税についてです。先ほど来答弁の中で、平成29年度から市内業者に委託の一部をお願いするという話がありました。平成29年度予算には委託料とし

て8億6,780万円ほど計上されていますが、その分で市内業者に係る委託料の内訳、約8億6,000万円のうちどれぐらいが市内で循環していくことになるのかについてお知らせください。

あと、地域おこし協力隊推進事業費についてですが、現状それぞれの地域おこし協力隊の方が特色を生かして活動してくださっているというふうに思っております。その中で、やめられる隊員の方も含めてなんですか、公的なデータの中で引き続きその市に居住される方が大体4割程度だというデータを拝見しております。

それで、その方の今後を含めて、その後本市に対する定住を求めているのかどうかについても改めてお伺いします。

次に、広報広聴費であります。広報広聴については、一義的に市報等、紙によるものが一番適切な方法かとは考えます。その中で、先ほど高橋恒男委員のほうからもありましたけれども、例えば行政とのやりとり等の中でインターネット等を経由することで、例えば地区にかかわる方の業務であるとか、軽減されるようなケースというのは現在いっぱい見受けられてきているのかなと思います。

ホームページ等でも周知はされているわけがありますけれども、さらにSNS等を活用することでさらに周知、あとは行政及び関係してくださっている方の業務の軽減にもつながると思うんですけども、SNSの活用について改めてお伺いします。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 ふるさと納税につきましてお答えいたします。

市内業者の返礼品発送に係る業務につきましては、現時点で寄附金額の4%程度と考えてお

ります。

2点目、協力隊の任期満了後の定住についてでございますが、定住につきましては、やはり一番はその方に合った仕事がどれだけあるのかという点だと思います。

今後今やっている業務にこだわらずに、いろいろな幅広い意味で仕事ができるような環境を整えられるような準備をしてみたいと思います。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 SNSの点についてお答えいたします。

市の情報、広報する手段につきましては、いわゆる紙の媒体、ホームページ、SNS等々ございますが、やはりそれぞれの役割分担といたしまししょうか、それぞれの媒体によりましての役割分担というのがあるかと思えます。

それで、SNSにつきましては、やはり若い方々、特に利用者がふえているというような現況でございますので、先般、庁内で検討委員会を設けまして、今後具体的にどういった方法で導入していくのかということを検討を始めたところでございます。

なお、平成29年度につきましては、施政方針にも書いてございますように、LINEによります子育て情報の発信を進めていくということで予定してございます。

○尾形みち子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 SNSについては、市民もいろいろな世代がおりますので、それぞれの世代で使いやすいような形態というか、情報の周知が最も図られるような選択肢を行政側から提示することというのは必要なのかなと思いますので、進めていただきたいと思えます。

あと、ふるさと納税についても4%程度とい

うことであります。

その中で、平成29年度から2億円の積み立て、市長お任せ分2億円の積み立てということがありました。純粹に本市に対する納税分というのは、委託料、総納税額から委託料を引いた分かと思えます。それで、今後ふるさと納税のあり方であったり、金額、または返礼品等の話も総括質疑の中でさせていただきました。

やはり、基金以外の部分でどのように使ったか、このように使わせていただいて、今こういう状態ですという部分については、納税者の方に知らせていただくことで、本市に対する魅力ということがありますし、このように使わせていただいていますよということで、継続的にふるさと納税していただけるような状況が生まれるのではないかと思います。

基金以外の使用用途を納税者の方に知らせることについて、改めてお答えをお願いします。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 寄附金の用途につきましては、まずは市民向けには市報、ホームページ等でお知らせしております。

また、寄附者につきましては、本市の場合、全国的にも寄附件数が上位の件数があるということもあり、現時点では一件一件の方に送ってはおりませんが、ポータルサイト上で寄附金の用途についてお示しをしているところでございます。

○尾形みち子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 総務管理費の一般管理費、そして、先ほどから出ている地域おこし協力隊員について、2点について伺います。

まず、職員の採用についてでございますが、ここ数年の傾向として、市内の職員が極めて少ないという傾向があることを私は以前から気に

しておりました。そして今般、平成28年4月に採用された職員がやめたのか、もう既にやめたのか、今年やめるのかわかりませんが、1年もたたないでやめるというようなことについて、これは個人的なことを聞いているのではなくて、採用についてもう少し地元でやっぱり育て、ここで学業を終えて、そしてここにずっと仕事をして、上山のために働きたいという大志を持っている青年は多いと思いますので、その方に対して何もげたを履かせろということではないんですけれども、選考、市内の方ももう少しその辺のところを採用のときに勘案できないかということがまず大きく希望としてあります。

それで、一般職、現業、技術職も含めてございます。

さらに心配されることは、ここ数年、技術職が足りないと言われていたと思いますが、私も仄聞したところによれば、例えばいろいろな工事が行われておりますけれども、その現場の責任者を管理する能力が市の職員にあるのかと。ここなんですよね。

はっきり言ってなめられていると。それで、工事の二度手間になったりすることもあると、結果的に損失になっているというようなこともありますから、やっぱり現場の相手はプロなわけですから、その人をきちんと管理ができる職員、これがないと市のためにもならないと思っております。

これからも大型工事を初め、さまざまな事業が展開されるわけでありますから、技術職の採用について、平成29年度以降のめど、この4月からのめどについてお聞かせをください。

それから、地域おこし協力隊員の件ですが、1人は観光ということでございましたけれども、この観光というのは、当市の観光の弱いところ

を補うためか、観光の強みをさらに発信するためのものなのか、どういう観点で採用するかということは大きな分かれ道にもなるのかなと思っております、何か経験のある方という話でありましたから、旅行業務取扱主任者の資格を持っている人とか、そういったことを想定されているのかわかりませんが、どういう形の姿を目指して採用されるのか伺います。

そして、移住・定住であります、コンシェルジュの話ですけれども、私どもの会派で平成27年度、高知県の檮原町に行ったときは、その担当者が何回も言ったことは、コンシェルジュはその人ではなくて地元の中で地元をよく熟知していて、信頼されている、かつ性格のいい人ということで、そこではたしかJA上がりの人だったと思いますけれども、その人の働きに負うところが非常に大きいということを強調されて、私どもも一般質問の中でそのような提言もさせていただいた経過がありますけれども、これについて、今いる方を補佐するような形でも結構ですから、もうちょっとやっぱり先ほど同僚委員からも発言がございましたけれども、地元を知らない部分を補う、そういったペアで一緒に頑張れる体制はとれないものか伺います。

○尾形みち子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 職員採用の件ですが、地元が少ないということですが、我々もそう感じています。ただ、一次共通試験があつて、そこで上がってこないということが非常に多いんですね。上山市出身者は。

ですから、そういう点ではげたを履かせるというような例えもありますけれども、基本的にそれはできませんので、やはりまず一次試験を通過していただくというのが大前提でございま

して、例えば消防なんかは、そういう点では地元の方が一次試験を突破しておりますので、消防は大分多いと思います。市内です。

ただ、問題は一般職でございまして、もうちょっと一次試験を頑張っていたらなというのが我々の考えでございまして。決して地元を嫌ってとか、そういう意味ではございません。

あともう一つですが、今回もやめるとか、そういうことがあるわけですが、基本的に審査員というんでしょうか、採用試験等については民間の方も2人入れておまして、合計5人でやっているところでございますが、そういった面では、やっぱりメンタル面とか、そういうことを主に、あとはやっぱり協調性とか、そういうものを大事にして選ばせていただいておりますが、今回は残念ながらという部分がありますが、ただやっぱりそれと同時に、精神的というんでしょうかね。そういう悩まれる方も過去に大分おりましたので、今もずっと引きずっている方がおりますけれども、そういったメンタル面で強い人ということもいろいろ選ぶ対象にはしているところでございますが、いずれにいたしましても、市役所職員になるのが手段なのか目的なのかということをお我々ははっきりと見きわめて、やっぱり市役所に安定しているからということじゃなくて、市役所職員になってこの上山をどうしていこうかと、この市役所をどうしていこうかといった、そういった意気込みのある方を採用しているつもりでございまして、結果としていろいろ出てくる部分もございまして、引き続き上山市出身者の皆さんに対しては、やはりもうちょっと一次試験を頑張っていたらと。

あと、採用等については、やっぱりメンタル面で頑張っているといいましようか、強い人を

選んでいきたいなというような考え方で今後とも採用させていただきたいと思っています。

○尾形みち子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 技術職の関係について、私からお答えいたします。

基本的には上山市定員適正化計画に基づいての採用としているところでございますけれども、残念ながら平成28年度の採用におきましては、一定点数に達しなかった方あるいは二次試験を辞退された方がいらっしゃいまして、技術職の採用には至ってございません。

今後は、退職される方、定年退職される方もいらっしゃいますので、その状況を十分踏まえただ中で採用の計画を進めていきたいと思っております。

なお、現場での指導の点でございますけれども、やはり若い職員が多くなってございます。技術職につきましても。そういったことから、先輩職員からの指導を含めて、あるいは研修に行ってもらいなどしまして、資質の向上に努めていきたいと考えてございます。

○尾形みち子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 技術職でございますけれども、なかなか技術職、つまり民間が今景気がいいといいましょうか、そういうことでここ数年来る人が非常に少ないんです。まず基本的に。

ですから、大学回りしているんですよ、うちは。技術系の大学を回って、そして先輩後輩とか、そういったつながりとか、大学教授のつながりとか、そういう形でやっております、平成28年度あたりは来てもらったところもございしますが、やっぱりそういった形で、いい職員といいましょうか、そういう職員に来てもらうためのやっぱり方策というものをただ募集するというだけじゃなくて、やっぱり我々も努

力をしていかなければならないと感じているところでございます。

○尾形みち子委員長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 地域おこし協力隊員の観光部門の方について申し上げます。考え方を申し上げます。

上山観光の欠点を補うのか、いいところを伸ばしていくのかという御質問でございますけれども、両方だと思っています。

その方の特性からすると、旅行業法の資格を持っています。総合ということで、国内だけじゃなくて、海外のほうも持っているというようなこと。

それから、旅行会社の社員としてのキャリアというのは十数年あるというようなことで、現時点としては、地域資源の磨き上げの一つの到達点というのは、旅行商品かなと思います。

そういったことで、言ってみればプロの目線でその旅行商品化といったもの、あるいはそれをどういうふうに拡大していくか。そういった部分に携わっていただければなというふうなことを考えております。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 移住コンシェルジュにつきましても、確かに地元の人によさであったり、逆に移住者のほうがいいという、それぞれの点があるかと思っております。

本市につきましても、まずは移住者の、みずから移住者の視点で移住相談ができるように、加えまして、今、担当職員もペアで業務もしておりますので、不足している部分は十分補いながら業務はできていると思っております。

○尾形みち子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 わかりました。

それでは、さっきの観光の方ですけれども、

地域おこし協力隊員で来ていただいても、その方単独では仕事はできないと思います。そうしたら、やっぱり観光物産協会が旅行商品を開発して、着地型旅行商品と言われて久しいわけですから、法人格もないとランドオペレーターというか、単なる企画だけになって、本格的に募集するんだったらあそこの法人そのものを改革していかないとだめだと思いますね。

ぜひ主任一般旅行業務ですから、海外も含めての資格を持っているというふうにも聞きましたので、ぜひこれ観光物産協会の改革とあわせて、その人が生きるような、そして、すばらしい上山観光のアピールになれば幸いです。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、3款民生費について、当局の説明を求めます。財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 それでは、3款民生費について御説明申し上げます。

58ページ、59ページをお開きください。

1項社会福祉費であります。1目社会福祉総務費は3億8,184万8,000円で、前年度対比1,865万1,000円の減であります。国民健康保険特別会計繰出金の減などによるものであります。

社会福祉総務費では、福祉バスの管理運営、福祉大会の開催、結婚サポーターの養成、低所得の方の婚姻に伴う引っ越しや家賃等を支援する補助金などの晩婚、未婚対策に係る経費などを措置するものであります。

民生委員・児童委員活動費では、民生事業協力員活動費交付金など、民生委員の活動に要する経費を措置し、次のページをお開きください。社会福祉関係団体助成費では、社会福祉協議会など社会福祉関係団体への補助金、老人福祉センター寿荘改修工事補助金などを措置し、人権啓発活動事業費では、人権意識の向上、啓発を図るため、小中学校への花苗・種子等を配布する経費を措置し、国民健康保険特別会計繰出金では、保険基盤安定、職員給与等、財政安定化支援、出産育児一時金など繰り出し基準に基づく繰出金を措置したほか、職員人件費であります。

2目障がい者福祉費は、4億9,822万円で、前年度対比3,120万円の増であります。生活介護、グループホーム、就労支援の増などを見込んだことによるものでございます。

障がい者福祉事業費では、更生医療給付費、福祉タクシー利用料、身体障がい者移送介護タクシーの利用、障がい者世帯除雪支援に係る扶助費を措置し、地域生活支援事業費では、基幹相談支援、訪問入浴サービス、成年後見制度の利用支援、移動支援、日常生活用具給付などに係る扶助費を措置し、障がい福祉サービス給付費では、支援区分審査会の経費、生活介護、自立訓練、就労支援、相談支援、補装具の交付・修理を支援する障害福祉サービス給付に係る扶助費などを措置するものであります。

3目高齢者福祉費は、13億5,662万1,000円で、前年度対比1,920万8,000円の減であります。介護保険特別会計繰出金の増などはあるものの、平成28年度に実施した社会医療法人二本松会に対する介護施設等開設準備支援事業補助金の皆減などによるものでございます。

高齢者福祉事業費では、シルバー人材センター運営補助金、敬老事業補助金、老人クラブ活動補助金、養護老人ホーム入所者への扶助費などを措置し、介護保険利用者負担軽減事業費では、社会福祉法人が実施する低所得者の利用者負担軽減に対する補助金を措置し、在宅高齢者支援事業費では、緊急通報システム、移送サービス、生活管理指導、ごみ出し支援、通路や高齢者世帯除雪など、介護保険以外の在宅福祉サービスに係る委託料や扶助費を措置し、高齢者福祉施設管理費では、老人いこいの家の管理運営に要する経費を措置し、後期高齢者医療事業費では、後期高齢者の療養給付費に係る山形県後期高齢者医療広域連合への負担金などを措置し、高齢者福祉施設整備事業費では、特別養護老人ホームみずほの里に係る建設償還金補助金を措置し、シルバーフレンド事業費では、市民活動で高齢化社会を支える仕組みの一つであるシルバーフレンドなどの養成に要する経費を措置し、常設高齢者サロン運営費では、介護予防活動や生きがいくりの拠点施設である常設高齢者サロンの運営に要する経費を措置し、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、それぞれ繰り出し基準に基づき繰出金を措置するほか、職員人件費であります。

4目国民年金費は、2,045万2,000円で、前年度対比80万8,000円の増であります。国民年金事務費で、国民年金に係る事務経費を措置したほか、次のページをお開きください。職員人件費であります。

5目医療給付費は、2億5,144万1,000円で、前年度対比944万8,000円の増であります。子育て医療支援給付費の増などによるものであります。

重度心身障がい（児）者医療給付費では、重度心身障がい（児）者への医療給付に係る扶助費などを措置し、子育て支援医療給付費では、中学3年生までの児童、生徒等の医療費の無料化に係る扶助費などを措置し、ひとり親家庭等医療給付費では、母子家庭、父子家庭等に対する医療給付に係る扶助費などを措置するものであります。

6目福祉給付費は、2,078万7,000円で、前年度対比127万1,000円の増であります。心身障がい者扶助費の増によるものであります。

身体障がい者・知的障がい者福祉給付費では、障がい者の生活支援として、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、重度障がい児手当などの給付に要する経費を措置するものであります。

7目福祉のまちづくり費は、195万4,000円で、前年度対比8万2,000円の減であります。福祉のまちづくり事業費では、鍼灸マッサージ利用助成、高齢者見守り愛の一声運動などに要する経費を措置し、基金積立金は、長寿社会福祉基金の利子積立金を措置するものであります。

次に、2項児童福祉費であります。1目児童福祉総務費は、4億1,013万6,000円で、前年度対比2,240万4,000円の増であります。児童扶養手当の多子加算や職員人件費などの増によるものであります。

児童福祉総務費では、子ども・子育て会議の開催、保育料の通知などに要する経費のほか、三世代同居孫守り奨励事業補助金を措置し、母子等福祉費では、次のページをお開きください。児童扶養手当を措置するとともに、母子家庭、父子家庭等の自立支援に向けた相談などに要する経費のほか、ひとり親家庭の自立支援のため

の高等職業訓練促進給付金などを新たに措置し、家庭児童相談室費では、家庭児童相談員による相談活動などに要する経費を措置し、青少年指導センター費では、青少年の健全育成のための青少年指導員活動費などを措置し、総合子どもセンター事業費では、総合子どもセンター「めぐりあ」の管理運営、子育て支援研修会、ファミリーサポートセンター利用助成、訪問型子育て支援サポートサービス、ママフレンド事業への助成、一時預かり事業などに要する経費を措置するほか、職員人件費であります。

2目児童措置費は、10億8,426万9,000円で、前年度対比4,708万7,000円の増であります。国の公定価格等の上昇に伴う民間立保育園に対する保育事務委託料の増などによるものであります。

保育所等管理運営費では、市立2保育園の管理・運営、臨時保育士の雇用、チビッコ農場、民間立保育園に対する保育事務委託料、認定こども園の運営に対する扶助費などに要する経費などを措置し、次のページをお開きください。保育所等特別保育事業費では、市立保育園での延長保育、民間立保育園、認定こども園等での一時預かり、延長保育などに要する経費を措置し、児童館等管理運営費では、中川児童センターの管理・運営に要する経費などを措置し、放課後児童対策事業費では、学童保育施設の管理・運営、民間学童クラブへの運営補助金などを措置し、児童手当給付費では、中学校修了までの児童を養育している方を対象に児童手当を支給するための経費を措置し、障がい児施設給付・医療費では、発達障がい児の放課後等サービス、児童発達支援、障がい児相談支援等の経費を措置し、次のページをお開きください。

3目児童福祉施設費は、323万7,000

円で、前年度対比2,734万5,000円の減であります。上山あい保育園の建設資金償還金補給補助金の皆減、南児童センター分室整備費の減などによるものであります。

児童遊園管理費は、市内各所にある児童遊園の管理経費を措置し、保育園整備事業費では、各園の修繕等に係る経費を措置し、児童館等整備事業費では、各施設の修繕等に係る経費を措置するものであります。

次に、3項生活保護費であります。1目生活保護総務費は3,740万9,000円で、前年度対比54万9,000円の増であります。生活保護総務費では、嘱託医報酬、生活保護システムの保守委託などの経費を措置し、生活困窮者自立支援費では、生活保護受給者以外の失業者、多重債務者、ひきこもり等の生活困窮者の相談や家賃補助など包括的な支援を行う経費を措置したほか、職員人件費であります。

2目扶助費は、2億3,544万3,000円で、前年度対比6,199万5,000円の増であります。受給者の増のほか、医療扶助、介護扶助の増などによるもので、生活保護援護事業費で、生活保護費の支給に要する経費を措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○尾形みち子委員長 これより質疑、発言を許します。井上委員。

○井上 学委員 2項2目保育所の関係で質疑させていただきます。

まず、本市では年度当初からの待機児童はここ数年ないという認識だったんですが、何か今回話を聞くと、当初待機児童が出るというような、保護者の方から話を聞きました。

そういった事実関係について1点と、あと何

とかして今までも施設の部屋のやりくりなどをして待機児童を出さないように、減らすようにしていたと思うんですが、今回、年度当初に当たってそういった対応ができないのかをお聞きします。

また、総括質疑でも妊婦からの支援ということで、ネウボラということになったんですが、私も一般質問の中でも待機児童を減らすという観点で妊娠時からの保育園利用とか、さまざまな意向を聞くことはどうなのかということをご提案したことがありました。

その時点では、市長は生まれてもいないので、その辺についてはというふうな答弁だったかと思いますが、今回そういったことが示されたわけで、今後やはり妊婦の状態から今後子どもをどうするかということを知っていくことが待機児童解消にもつながるし、保護者の方の負担軽減といったらおかしいですけれども、意向に沿うものになると考えますので、そういった点についてお聞きします。

あと、学童保育のことについてお聞きします。

県議会の予算でたしか学童保育の保護者の負担軽減というふうなことで出されていたと思いますが、今回には反映されていないと思いますが、今後やっぱり学童保育の保護者の負担軽減について取り組んでいかなければいけないと思いますので、その点についての考えをお聞かせください。

2項3目の児童遊園管理費なんですが、ちょっと私の地元の地区のことで申しわけないんですが、牧野地区にも児童遊園がありまして、危険だということで、この前の日曜日の総会で撤去するという事になったのですが、その際行政に問い合わせたところ、その児童遊園は市で設置したものではなく、地区で設置したものな

ので、地区で対応してくださいというような回答があり、このような総会での決定になったわけですが、この児童遊園についても一度確認なんですけど、当地区の牧野地区の児童遊園が本当にそうだったのか。

あと、現在そういった、ここで手当てされている児童遊園というのはどの程度あるのかお示してください。

○尾形みち子委員長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 まず、4月1日現在の保育所の待機児童につきましては、待機児童はないということでございます。

次でございますが、学童保育の保護者の軽減につきましてですけれども、こちらについては、県のほうから示されてはおりますが、新年度予算にまだ反映されることはできませんでしたので、平成29年度になった時点でまた県のこの制度にのっとった支援を考えていきたいと思っておるところでございます。

それから、児童遊園でございますが、牧野地区については、やはり市での設置ではないということでございます。

そのほかの児童遊園につきましては、3月定例会に廃止を提案しております川口児童遊園を含め6施設であります。

○尾形みち子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 妊婦のときからの要望の調査ということでございますけれども、確かに妊娠期から切れ目のない支援をしていくという考え方の中で、アンケート等もするわけですけれども、そういった中で、特に育児に対して不安があるというケースがあるとすれば、やはりそういった希望等も含めて聞きながら、関係する福祉事務所等とも連携をとるという形は可能かと思っておりますけれども、その希望だけを単

純にとるという考え方ではなく、そういう育児不安の解消につながる部分という観点で対応していきたいと考えております。

○尾形みち子委員長 井上委員。

○井上 学委員 待機児童がないというお話でしたけれども、この話を聞いたのが正確に2月23日時点なので、そこにもし保護者が待機児童だと思っていることと行政が待機児童はゼロだと思っているところに乖離があっては私はよろしくないと思います。

その点について、またちょっと日を改めて話させていただきたいと思いますが、そういった認識で保護者の考えていることを十分認識していただきたいと思います。

あと、妊娠期からのことで、それが直結して政策に反映しなくてはあれですけれども、具体的に保育士のこととか、手当てに直結するものではないというような答弁ですが、意向は聞いていくということは了解しました。

しかし、やはり実際聞いて保育園に入りたいときに入れないというふうなところがないようにするための、私は調査というか、話を聞くことだと思いますので、その点についても再度反映されていくような聞き取りというか、そういったことにさせていただきたいということで、もう一度お願いします。

あと、児童遊園のことですが、わかりました。

ただ、そういったことで、どこが管理しているかわからないというような施設があると思います。その辺の徹底を、これはこの3款だけの問題ではないと思うんですが、しっかり示していくことがありますので、その点の考えについてもお聞きします。

学童保育のことは、まず今後のことだということですが、やはり学童保育を運営する側も利

用者が何人だと補助が多いとか、そういった点もありますし、私も利用していますが、本当に助かっていると。保護者のためになっていると思いますので、そういった観点からも学童保育の利用を進めるとともに、学童保育の運営自体にも人数の制限や段階はあるのかもしれないですけれども、厚い厚い運営の支援というものをしていかないと、どっちも両立していかないと片方がだめだったら一気にだめになるというふうな形だと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○尾形みち子委員長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 待機児童の問題につきましては、その保護者の方にも丁寧に御説明しながら、こちらの考えと乖離のないような形で進めてまいりたいと思っております。

それから、児童遊園につきましては、市で管理しています児童遊園は6つになります。それについては、こちらで管理しているのは、当然しておりますが、その他の児童遊園の管理につきましては、地元の方での管理ということだと思っておりますので、それについては、地元の方をお願いしたいなということでございます。

それから、妊娠時期からの保育所の聞き取り等ですけれども、ただ、そのお子様の状態とかいろいろございますので、今の時点での妊娠時期からの御希望を聞いてもその保育所の入所状況等も変わってきますので、なかなかそこに反映することは難しいかなと思っておるところでございます。

あと、学童保育の利用料につきましては、個々の学童、市でなくて民間の学童の支援も引き続き続けてまいりたいと思っておりますし、利用料につきましては、なるべく新年度に入って早目ということを決めていきたいと思っ

おります。

○尾形みち子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 65ページの下の2項1目母子等福祉費についてお尋ねします。

新規でこの自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金というのが計上されているようですけれども、これがどういった方を対象にして、具体的にどのような事業をするのか、ちょっとお尋ねしたいのが1つです。

あともう一つが71ページの生活困窮者自立支援費ということで予算計上されていますけれども、これとこの生活保護との違いが一体どこにあるのかということで、特に、例えば資産とかいろいろあって、生活保護の対象にならなくても困窮に陥った場合にはここで支援してくれるのかどうかということと、あと最近、結構相談事例が多いのが、この刑務所を出所してきた人が出所した段階では二、三万円所持金があるんですけども、その後すぐ使い果たしてしまうわけであって、そういう人とかのホームレスの人とかというのは、この支援の対象になるのかどうか教えてください。

○尾形みち子委員長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 まず、母子等の自立支援教育訓練事業から申し上げます。こちらにつきましては、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るための支援する事業となっております。自立支援教育訓練事業費につきましては、働きながらさらなるキャリアアップができるように、教育訓練校で受講された終了後に経費の一部を支援するものでありまして、対象講座としましては、介護職員の初任者研修などの雇用保険制度の教育訓練講座を受講された方と。

支給額については、訓練受講費の6割で20万円を限度としております。

次に、高等職業訓練促進事業費でございますが、こちらにつきましては、就職に有利な資格を取得するために一定期間、法令で1年以上のカリキュラムを要する授業を養成訓練の受講期間に対する生活費の支給という形になります。例えば看護師、それから調理師などの資格を取りたいという場合の法令で1年以上のカリキュラムを必要とする方のその期間内を対象として最長3年間、支給額で月額10万円の支給をするというものでありまして、これを受講された場合、県の社会福祉協議会から入学時に50万円、終了時に10万円の貸し付けも受けられて、その後養成が終了後にその資格で必要な業務について5年以上その業務について場合は、その返還を免除されるということで、有利な制度になっております。

それから、生活困窮者自立支援の関係ですが、こちらについては、生活保護の違いといいますのは、やはり生活保護に至る前の生活が困っている方の支援ということになります。

その中で、例えば刑務所から出たばかりでお金がないなんていう場合でも一応相談は受けることができますけれども、その就労等を目指すのが一つの目的でございますので、それがめどが立たない場合は、生活保護への申請というふうに至ることも多いと思っております。

○尾形みち子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 生活困窮者自立支援費のほうなんですけれども、自立支援に結びつくまでの間の支援ということで、具体的に今々とにかくお金がなくて、食べるものもないと。家賃のほうは何か面倒見てくれるそうなんですけれども、そういう食費、フードバンクみたいな、こういうイメージでよろしいのかどうか教えてください。

○尾形みち子委員長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 フードバンク等の紹介はできるかと思いますが、ただ、そういうものではなく、就労のための自立したいという方への支援ということで、就労に向けた主な支援になります。

特に、金銭的な援助をするというものではございません。

○尾形みち子委員長 中川委員。

○中川とみ子委員 3款2項2目の部分でお伺いいたします。

この部分で、チビッコ農場という予算措置をしていらっしゃるのですが、3月1日に保護者と職員に対してチビッコ農場はもうその部分ではやらないというふうな説明があったと伺っております。

それで、その弃天のチビッコ農場として使っていた部分に温泉掘削という話があるとのことだと思いますが、チビッコ農場に予算措置をしているということは、また別な場所ですということだと思いますけれども、その別な場所は見つかっているのか伺います。

時期によってはこのままチビッコ農場を使えるんじゃないかという観点から伺います。

○尾形みち子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、チビッコ農場に関しましては、保護者会の代表の方が集まる機会を設けていただきまして、その中で平成29年度源泉の掘削をする必要があるということで、その場所の付近だということで、使えなくなりますという御説明を差し上げたところです。

それに対しまして、代替地等があればぜひやりたいという声がございます、代替地等について、今後何カ所か、例えば駐車場の確保であったりとか、そういった部分を含めて、条件を

提示しながら平成29年度できるように、ほかの場所でできるようにということで話を進めていきたいと考えております。

なお、源泉の掘削時期でございますが、夏、6月以降、7月くらいからという予定で考えておるところでございます。

○尾形みち子委員長 中川委員。

○中川とみ子委員 予定ということで、6月であればやっぱり4月ごろ苗を植えて秋の収穫でありますので、そこではできないと解釈します。

チビッコ農場というのは、やっぱり食育にも大きな関連があると思いますので、ぜひその場所を見つけていただいて、ただ、今から見つけるには遅くないのかなという心配もあります。それは、農地がどういう状態であるかということもなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○尾形みち子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 今のところヴェンテングルテンの外れのところの部分の一部を使わせていただくという一つの案と、その他ほかの場所についても検討しているところでございます、当然作業に間に合わないということにならないように配慮していきたいと考えております。

○尾形みち子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 社会福祉総務費の件でお聞きいたします。

きのう一般質問で結婚サポーターということで質問させていただきましたけれども、2年前に結婚サポートセンターを設置することで、2年前にも私一般質問させていただいております。その最後に、仲人をした場合、仲人おせっかいおんちゃん、おせっかいおばちゃんに対して5万円ぐらいの報償金をつける、そういう施策もしてみたらどうかという御提案をさせていただ

きました。きのうは聞かなかったですが、この200万円ほど予算をつけていただいているようですが、そういったものが含まれているのか。これ、1点お聞きいたします。

また、低所得の新婚生活支援ということで500万円ついているということですが、初日の予算特別委員会で補正予算のときに棚井委員が何組成婚していますか、94組ですというようなお答えをいただきました。

こういったことを考えた上でこの支援ということで、何組くらいを予定しているのかと。中身とあわせてお聞きいたします。

○尾形みち子委員長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 まず、結婚支援の関係でございますが、平成29年度の予算で成婚報償金というものを新しく設けさせていただく予定でございます。これにつきましては、仲人さん、サポーターさんの紹介で成婚に至りまして、市内に住まわれた場合、そのサポーターさんに10万円をお上げするというもので、一応3組ということで、30万円は予算化しているところでございます。

次に、新婚者への補助でございますが、こちら低所得の方ということで、当然所得がお2人で300万円以下で、それから市内に住まわれた方の引っ越し費用につきまして、18万円上限ということでお出ししておるところでございますが、こちら、540万円ですので、30組を見込んでいます。

ただ、これにつきましては、先般、国から制度の拡充という連絡が入りまして、所得制限を340万円、1件当たり24万円に拡大するという連絡が来ておりますので、これについては予算の範囲内で対応できるという考えでございますので、引き続きこちらについては制

度の周知を図りまして対応してまいりたいという考えでございます。

○尾形みち子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 結婚新生活支援のほうはわかりました。

今びっくりしたんですけれども、成婚させたら10万円つけてくれるというようなすばらしい施策だなと思って感心したところですが、サポーターのほうには養成講座とかでそういったことを周知し、成婚させた場合にこのぐらい報償を出しますよということだと思いますけれども、あくまでも市民の方にこれをPRしないと、またサポーターもふえないのではないかなと思うんですけれども、周知方法としてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

○尾形みち子委員長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 サポーターは今現在5名ということです。ふやすことが大変重要と考えておりまして、こういう制度もつくらせていただきました。

仲人養成講座に来た方だけではなく、広く市報やホームページで周知を図っていききたいということで考えております。

○尾形みち子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 1項2目の障がい者福祉事業費についてですが、寝たきり身体障がい者紙おむつ支給について、先ほどそこまで細かくなかったのでちょっとお伺いしたいんですけど、平成29年度はどのくらいの予算をとっていらっしゃいますか。

○尾形みち子委員長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 寝たきりの紙おむつの方につきましては、予算としては113万4,000円を予算化しております。

○尾形みち子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 この紙おむつについて、先日所長にも御相談申し上げたんですけれども、ある方から相談を受けて、隣接自治体の方と障がい者同士の集まりで話になって、支給される紙おむつが3分の1以下だということがわかって愕然としたらしいんです。

さらに、その方の名前を明かしてさらに所長に御相談、私行ったところ、別枠、これ重度心身障がいの、5目のほうに該当するというところで、紙おむつの枚数のほうはかなり優遇される形になったんですけれども、これまでの16年間、17年間ぐらいなんですけれども、ずっとその3分の1以下の支給でしかなかったということで、ちょっと私もそこでもショックを受けたんですけれども、隣接自治体よりも少ないということ、病状とかかなりちゃんと把握していると思うんですけれども、そういった周知徹底も含めて、こういう制度があると。こういう制度に該当するんじゃないかという紹介はしていないのでしょうか。

障がい者ですので、障がい手帳渡して終わり、その中に書いてありますよということで終わるものかということをお伺いさせていただきたい。

○尾形みち子委員長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 障がい者の紙おむつにつきましては、そちらの基準というのは各市町村によってまちまちのようでございます。

上山市におきましては、重度心身障がい者の紙おむつにつきましては、紙おむつのタイプ、パンツとかフラットなどの尿とりパッドなどを、組み合わせで支給の枚数の上限を決めていると。それで、自宅へ業者の方が配送していて、それにつきましては、無料のものでございます。

こちらにつきましては、何か金額での上限ということで、金額換算すると低いということで、

その委員からお示された金額を見ると、低いということは認識いたしました。

それから、その方が別の障がいということで、障がいの手帳、別の障がいの給付につきましては、日常生活用具の中での紙おむつの支給ということになります。こちらにつきましては、障がい名とその状態によって特定されておりました、慢性小児麻痺の方でその中でも自力でトイレに行けないとかという要件を満たした方に特定されておるところでございます。

それにつきましては、こちら1カ月当たりの基準は上がりますけれども、自己負担も出てくるという状況でございます。

その周知につきましては、基本手帳交付時にしおり等でお知らせはしておりますが、この日常生活用具につきましては周知が十分でないと認識しておりますので、今後対象の方への周知については努めてまいりたいという考えでございます。

○尾形みち子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 周知徹底、よろしくお願ひします。何分16年間、取り返しのつかないことなんですけれども、ぜひいい制度があったにもかかわらず、上山市に対して、行政に対してマイナスのイメージを持ってもらうことは、行政も本意ではないと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 質疑はないものと認めます。

この際、正午にもなりましたので、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 開議

○尾形みち子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4款衛生費について、当局の説明を求めます。財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 それでは、4款衛生費について御説明申し上げます。

70、71ページをお開きください。

1項保健衛生費であります。1目保健衛生総務費は、2億1,050万円で、前年度対比1,700万1,000円の増であります。職員人件費の増などによるものであります。

保健対策推進事業費では、健康づくりの推進や食生活改善などに要する経費のほか職員人件費を措置し、次のページをお開きください。母子保健推進費では、乳幼児の各種健康診査、健康相談、こんにちは赤ちゃん訪問事業、特定不妊治療費助成事業、未熟児養育医療給付のほか、新たに母子保健コーディネーター配置、赤ちゃん応援メッセージと記念品、妊婦歯科検診などに要する経費を措置し、診療所運営費では、山元診療所の管理・運営に要する経費を措置し、救急医療対策費では、在宅当番医、平日夜間急病診療などのほか、AEDの更新に要する経費を措置し、地域精神保健事業費では、医師による心の健康相談、精神障がい者の社会参加教室のほか、地域自殺対策として弁護士による相談会、地域ゲートキーパー研修会、若年層対策として小中学校の教職員を対象とした研修会、対面型相談事業などに要する経費を措置し、精神保健関係団体助成費では、精神障害者社会復帰施設「こまくさの里」の施設整備に係る償還金

補助金を措置し、小規模水道施設管理費では、3カ所の飲料水供給施設の維持管理経費を措置し、次のページをお開きください。水道事業会計負担金では、一般会計で負担する必要がある経費に係る負担金を措置したほか、職員人件費であります。

2目予防費は、5,599万8,000円で、前年度対比61万3,000円の減であります。予防事業費で、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、ジフテリアなど四種混合、BCG、水痘、麻疹・風疹二種混合、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌ワクチンなどの各種予防接種、成人風疹抗体検査などの経費を措置するものであります。

3目保健衛生施設費は、2億763万3,000円で、前年度対比2億433万5,000円の増であります。温泉健康施設事業費の増によるものであります。

保健センター管理費では、管理経費のほか、誘導灯・非常灯の改修経費を措置し、温泉健康施設事業費では、上山型温泉クアオルト構想のシンボル施設として整備する日帰り入浴付きの温泉健康施設の温泉掘削経費などを措置するものであります。

4目環境衛生費は、7億7,913万8,000円で、前年度対比6億9,343万9,000円の増であります。ふるさと融資を活用したバイオマス発電事業への貸付金、湯町共同浴場建物解体費補助金の皆増などによるものであります。

環境衛生費では、ごみ集積所整備や生ごみ処理容器購入への補助、地区衛生組合活動支援、小動物回収業務、犬の登録、自動車騒音常時監視事業、放射線量測定、快適環境審議会、温暖化防止活動などの経費を措置するものであります。

す。

なお、自動車騒音常時監視事業の委託については、5年間の契約であることから、後に説明いたします債務負担行為を設定するものであります。

リサイクル推進事業費では、家庭系ごみの有料袋の製造、保管・配送等の委託料、有料袋の取り扱い手数料、ごみカレンダー、雑紙袋の作成費などのほか、ごみ減量を推進するための資源回収の奨励金などを措置し、次のページをお開きください。環境衛生施設管理費では、公衆便所の維持管理に要する経費などのほか、新たに共同浴場が利用者増加のために行う事業に対する補助金及び湯町共同浴場建物解体費補助金を措置し、斎場管理費では、斎場業務委託料などの管理経費を措置し、斎場整備事業費では、2号炉主燃焼室耐火物打ちかえ、排気筒取りかえなどの設備の修繕に係る経費を措置し、浄化槽設置整備事業費では、浄化槽の設置を進めるための浄化槽設置整備事業費補助金を措置するものであります。

なお、浄化槽整備に伴う排水設備等の設備改造資金に係る利子補給については、後に説明いたします債務負担行為を設定するものであります。

再生可能エネルギー施設整備事業費では、ふるさと融資を活用したバイオマス発電事業への貸付金を措置し、浄化槽事業特別会計繰出金では、所定の繰出金を措置するものであります。

5目健康増進事業費は、4,051万円で、前年度対比6,000円の減であります。健康増進事業費で、生活習慣病予防のための健康づくりサポート教室を開催するとともに、健康意識向上のため健康教室やクアオルトウォーキング参加者がポイントをためる健康マイレージ

事業を実施するほか、肝炎ウイルス検査や各種がん検診、働きざかり検診などに要する経費、大腸がん、子宮がん、乳がんで特定の年齢に達した者に無料検診を実施する経費などを措置するものであります。

6目特定健康診査等受託事業費は、1,288万6,000円で、前年度対比127万7,000円の増であります。山形県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施する後期高齢者の特定健康診査に要する経費を措置するものであります。

次に、2項清掃費であります。1目清掃総務費は、1億9,459万2,000円で、前年度対比64万5,000円の減であります。清掃総務費で、次のページをお開きください。山形広域環境事務組合の総務、し尿処理、粗大ごみ処理、施設建設、公債費等の負担金、清掃関係施設の管理的経費などを措置するものであります。

2目塵芥処理費は、1億7,115万8,000円で、前年度対比110万円の増であります。廃棄物処理事業費では、ごみ収集運搬、公共施設のごみ収集業務委託料、高齢者世帯等の粗大ごみのごみ出しを支援する助成経費を措置し、リサイクルリレーセンター管理費では、施設の管理運営、埋め立てごみの処分などに要する経費を措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○尾形みち子委員長 これより質疑、発言を許します。井上委員。

○井上 学委員 1項3目温泉健康施設の部分と1項4目再生可能エネルギー施設整備について質疑いたします。

昨日の枝松議員の一般質問の中でも触れられ

た点なんです、この温泉健康施設、市民の理解や認知がどれまで進んでいるかということが昨日も話題になりました。

そういった観点、私たちも気にしている中で、アンケート調査を行っています。3,000件配布して、今のところ回収は142件というふうなところですが、その中の中間的なところで賛成だという方が35%、反対だという方が53%、知らなかったという方が14.5%、どういった判断をしたらいいかわからないという方が12.8%、その他の方が6%というふうな割合になっています。

賛成という方の理由としまして、天童や中山のような施設を望むというふうなこと、家族が車で移動できるようなものでよしいと。あと、温泉健康施設日帰り温泉が欲しかったと。あと、土地確保に関しては、ほかに適地がないと。人が健康になるような施設ならよいというふうなことが賛成の主な理由だったようです。

反対の理由としましては、カミンがこの状況では賛成できない。財源をどうするか不安。にぎわいづくりのために中心市街地につくるべき。共同浴場がなくなることが心配。不便で利用する気がない。市民のために本当に必要か疑問というふうなことです。

この理由に関しては、私としましては、適切か不適切かというふうな部分も踏まえて、市民の方に説明が不十分であるための誤解もあるのではないかなというところなので、評価は避けたいと思いますが、やはり、何度も申しますように、この市民の理解というものが進んでいない結果だと思います。

そこで、ここで掘削費用として予算が計上されているわけですが、私どものアンケート調査ですから、もしかしたら偏っているのかもしれ

ませんが、こういった結果も踏まえて、市で改めてアンケート調査や市民の気持ち、意見を聞いてから予算措置しても遅くはないのではないかとこのふうな点で、市長、もう一度お考えを改めるかどうかお聞かせください。

再生可能エネルギー施設整備事業についてですが、これは、本当に設置に当たってお金を貸すというふうなことではあります、私も一般質問でチップ発電だと私は認識しているところですが、設置はすべきというふうなことは伝えて、これが民間でやるならばというふうな市長の中で実現したということは大変喜ばしいことだと思います。

そういった中で、この発電所ではどういったものを利用して発電するのか、まず1点お聞きするとともに、私一般質問の中では農家から出る剪定枝等なども活用すべきではないかということも提案しました。

民間事業でやるわけですので、行政から一方的にはなかなか難しいと思いますが、こういった多額な資金を投資する、融資するわけですから、そういったことも含めて進めていくことは可能ではないか、いくべきではないかという点でお聞かせください。

○尾形みち子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 まず、3,000件対象でアンケートをやられておるということについて、まず感謝を申し上げたいと思います。

その中の結果で、まだ回収が少ないわけですが、数値的には35%、53%ということですが、委員おっしゃられたように、全体的にまだ理解というか、周知が足りないのではないかとこのことですが、私もそう思っております。

ただ、アンケートとか住民投票とかいろいろ

あるわけですが、その手法を講じるときには、やっぱり市民にきちんとした情報提供といいたいでしょうか、そういうことをしないでただアンケートとなりますと、本当の意味といいたいでしょうか、本意が伝わらない部分もありますので、基本的にはアンケートということによっての結論ということじゃなくて、やっぱり懇切丁寧に説明をしていって、そして市民の理解をいただくということの手法のほうが一番いいのではないかなと考えておりますので、今後につきましてもそういった形で、きのう一般質問でも答弁させていただいたようなことも含めまして、対応してまいりたいと考えております。

○尾形みち子委員長 市民生活課長。

○鏡 順市民生活課長 新しく建設計画されている施設につきましては、木質バイオマスガス化発電ということで、木を蒸し焼きにしたガスを燃焼させて発電するようなものでありまして、1,960キロワットアワーの発電能力があります。

そして、木質のチップの使用量は、年間2万3,760トンとなっておりますけれども、この木の材料がどういうものを使うかということまではまだ承知していない段階であります。

○尾形みち子委員長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 バイオマス発電施設の燃料であります、現在その設置会社を中心となりまして、村山地域に木材の供給の協議会というものをつくっておりますが、その中での話としましては、まず、電力の固定買い取り制度で電力を高く売るにはいろいろ未利用材と言われる間伐材とか、要するにどこかで利用されて、それを再生するものじゃない、未利用材と言われるものが高く買い取りになるものということで、そちらのほうを望んでいるようであります。

また、樹種についても広葉樹よりも針葉樹というような希望はございますが、先般の協議会のほうに私も参加させていただいたときに、やはり剪定枝とかあと広葉樹的なところも引き取ってもらえないかということで、検討してくれということで要請しているところでございます。

○尾形みち子委員長 井上委員。

○井上 学委員 まさしく市長の温泉健康施設の部分ですけれども、市長の考えはよろしいと思うんですが、そうであるならば、急ぐ必要なく丁寧に説明して、本当に私たちのアンケートですので、そういった中でのこういった理由という部分で私も温泉健康施設は必要だという立場ですので、それをより市民に理解して進めるべきだという立場で質疑させてもらっているわけなので、ぜひそういった部分も含めて、やはり丁寧に説明してから、それで市民の意識が高まり、理解が高まった上で進めるべきだというところで、もう市長の基本的な姿勢は私は同じなので、ぜひその点、今回の予算についても再度その点、1点だけです。どうなのかということをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

あと、再生可能エネルギーの部分に関しましてですけれども、そういった剪定枝もというふうなことで話を進められていることに本当に敬意を表します。

今後それが実現するような形で進めていただきたいと思います。

○尾形みち子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 先ほどの答弁に尽きるわけですが、それにはやっぱりまず今回については温泉掘削ということでございまして、温泉が出なければ始まらないといいたいでしょうか、できないわけですが、我々はこの確信の中では進めておりますけれども、

そういう中で、時間もありますし、その時間をたっぷりと活用して、そして市民はもちろんでございますが、いろいろな方々との相談も含めまして、懇切丁寧にそちらがうまくいくように進めてまいりたいと考えています。

○尾形みち子委員長 井上委員。

○井上 学委員 わかりました。

進めていくというふうなことで、この予算にはちょっと私としては承服しかねるなということをお伝えいたしまして、私の質疑を終わります。

○尾形みち子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 私も今と同じ、温泉健康施設の問題ですけれども、この事業費として掘削費が2億円計上されているわけです。先ほど日本共産党議員団のアンケートの報告、井上委員からありましたけれども、それにちょっとつけ足すと、このアンケートには15億円という数字は全くなくて、全く白紙の状態で賛成か反対かという声を聞いているのと、あと、賛成だという30%の中にも、弁天地区じゃなくて中心なら賛成というのも含まれている数字なんですね。

その辺を勘案しても、果たして今の段階でこの2億円の支出というのは、ちょっと時期尚早ではないかという立場でちょっとお尋ねします。

まず、このクアオルト構想のシンボル施設として位置づけられているということですが、このクアオルト事業そのものがどれだけ健康づくりに貢献してきたかということで、医学的なエビデンスが問われていると思います。

この間大学に委託して、そうした研究調査が進められてきたと思いますけれども、現在の到達点、どうなっているか、報告書などは来ているのかどうか。その辺をまずお尋ねしたいと思

います。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 大学等で研究はしていただいておりますが、現時点で対象者数がまだ有意的な結果、エビデンスに至る対象者数にはなっていないということで、引き続き対象者を拡大して調査をしてまいります。

現時点でお示しできるような報告書についてはまだ出てきておりません。

○尾形みち子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 その対象者ということで、今何人ぐらい対象者で、もうどれだけ対象者がふえれば正式な報告書になるのか、ちょっとお尋ねしたいのと、あと市長、この間この温泉健康施設の建設ということで、保健予防といったソフト面を重視した事業だという説明をされましたけれども、もしそうしたソフト面というものを重視するのであれば、むしろ上山市の医療費が高い理由を分析したりだとか、今ビッグデータを活用した医療機関と行政、介護の現場なんかとの連携による、市民が本当に一人一人何が必要か、どういうサービスが必要かというような、こういうを分析しているところもあります。

きょうの朝のニュースでも報じられていましたけれども、県内でも庄内とか最上置賜地区では電子カルテなんかを活用した医療連携、介護連携の取り組みが始まっています、こうした箱物をつくるよりも数倍の予防効果が期待されるわけでありまして、こうした事業に切りかえるべきではないかと私は思っています。

それともう一つ、財源の問題です。非常にふるさと納税という流動的なものを当てにしているというのと、補助金も見込みがないと。この医療機関の連携など、こうした運営主体もなか

なかままならないという状況では、到底今の段階で10億円もの事業というのは非常に不安を持ちます。

これまで検討委員会等々では、この費用について市民や企業から寄附金を募ることも検討されるというような表記もあったんですけども、この辺、実際どうなのかお尋ねします。

○尾形みち子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 私のほうからエビデンスの関係でお答えいたしますが、現時点でクアオルト健康ウォーキングをすることによる効果の点ではある程度研究結果が出されております。

今調査をしていただいているのは、その健康ウォーキングをする人がどれほど医療費の削減等につながるか、これをウォーキングによく来ている、いわゆる常連の方々を対象にデータを提供して調べていただいております。

その数がまだ数十までもいかない対象者でございますので、今後この被験者、対象者をより拡大していきますが、どれぐらいが有効なのか、有効な対象者数になるのかも研究機関のほうに相談しながら、その結果をまとめてまいりたいと考えております。

あと、企業からの寄附金等につきましては、手法の一つとして企業版ふるさと納税という制度がございます。具体的にまだその企業は決まっておりませんが、この制度の活用も念頭に入れながら進めてまいります。

○尾形みち子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 本市の医療費の増嵩、1人当たり、これについてはいろいろありますが、1つには、医療環境が恵まれているというんでしょうかね、そういうのが1つあると言われております。

あともう一つは、やはり検診率が低いんですね、13市の中でも。ですから、やはり我々も治療から予防へということをおっしゃるわけですが、やはり予防を中心とした医療体制というんでしょうかね、そういうものやっぺいこうではないかということで、今6市2町でクアオルト協議会をつくっておりますけれども、その中で大きな目標の一つには医療制度とか、あるいはバカンス、要するに休暇体制も違いますけれども、ドイツのように、予防に対して健康保険が使われるようにというふうな遠い目標といいましようか、高い目標といいましようか、そういう目標も掲げながらやっているわけでございますし、やはりそこは今までこうだったからということじゃなくて、ただ、医療、いわゆる予防することについて、やっぺい楽しみとか、遊びとか、やっぺいそういうものを通してやっぺいこうというのがこのクアオルト事業でございますし、まだ始めて10年なわけですよ。どこもやっぺいいないものを今やっぺいしているわけですから、そんなにまだ結果といましようか、出ていないというのは事実だと思えます。

ただ、エビデンスということでありましたけれども、少なくとも歩いている方々が例えば今まで糖尿病とか、あるいは血圧の薬を飲んでいた方が飲まなくてもいいという方がいるのも事実でございますし、私も毎日歩いておりますし、今のところ薬は何も飲んでおりませんが、ですから、やっぺいそういうものをただそういうようだとということじゃなくて、やっぺい医療機関との連携ということで、今、医療機関のほうも上山市のみならず、全国的な取り組みの中でも医療機関との取り組みをしておりますし、そういったことが少しずつ効果があらわれると

か、あるいは少しずつそういった体制ができるというのは、やっぱりこの事業の大きさ、広さ、深さだと思います。

○尾形みち子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 予防についての考えは、私も同じです。

ただ、この費用対効果という点で、果たして今この事業を進めるべきときかなというところで意見しました。

もう一つ、予防の問題で、77ページの5目健康増進事業費のところ、健康増進事業費、検診等々、説明があったと思うんですけども、この点でも前に私、一般質問で言いましたけれども、がんを減らすためにはピロリ菌検査が非常に有効だということで、近隣の市町村では小学生だとか、あるいは成人に対してこのピロリ菌検査をやって、胃がんを撲滅しようという動きがどんどん出てきているようですけれども、本市でことしの保健予防活動でこのピロリ菌検査というのは入っていますでしょうか。

○尾形みち子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 ピロリ菌検査の単体での実施は計画しておりません。

○尾形みち子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 環境衛生費についてでございますが、湯町の解体がございましたけれども、この費用と、その後、解体後の跡地利用について当局で把握されているのであれば、お知らせください。

それから、同じように、先月21日に中湯の懇談会があったかと思いますが、廃止について、新聞紙上でしか私もは理解をしておりませんが、それを受けとめて、今後話し合いをまたさらに続けていくんだと思いますけれども、どのようなやり方で進めていかれるのか。

中湯が廃止できなければ、そして、あそこに優良賃貸住宅の建設計画、先延ばしにはなっておりますが、それが実現できないと思いますが、それとの関係でお答えください。

それから、バイオマス発電について、先ほどもありましたけれども、これで市民にとってどのようなメリットを与えてくれるのかという点でちょっと質問いたします。

新庄、最上あるいは鶴岡等で極めて大規模なバイオマス発電所ができて、その結果、木材が足りないのではないかと。要するに自然に再生できる量と使う量がアンバランスになったら困るわけでありまして、この本市の場合、さほど大きくはないと思いますが、先ほどの約年間2,400トンぐらいだったですかね。

ただ、これ市内で供給できる量ではないと思うんですね。ですから、できたら、上山市内の木材で賄えれば一番いいんですけども、そこはやっぱり建設資材にならないような廃材、端材、そういったものですね。ですから、この予定数量に対する市内の供給量、これは昨日同僚議員も質問されて、森林組合等でも非常に注目をしている問題だと思いますが、市に与える好影響について、そこを中心にお知らせください。

○尾形みち子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 バイオマス発電所については私のほうから。

この事業は、民間がやる、今問題というか、課題といいましょうか、例えば間伐しても搬出されなくて置き去りにされていると。これが現状なわけですが、今度のやまがた緑環境税についての対応については、それを搬出ということになるわけですが、そういったものが埋もれているといいましょうか、それがかなりあるとい

うことがまず第1番目でございます、そういった今までに活用されていないものを活用して発電をやっていこうというのが施工主の考え方であったように聞いております。

あともう一つでございますが、やっぱりそれにはかなりの量を確保しなければならないというようなことで、森林組合とか生産森林組合とか、そういった方々との連携をつくりまして、そことの連携をしっかりとやっていくということでございます。

ですから、我々のいわゆる市に対するメリットという話になるわけでございますが、これにつきましては、やっぱり針葉樹の森林等については、きれいになるだろうなど。しかも、そういった今までにできなかった間伐も必ずしもやまがた緑環境税に頼らなくてもできるというまいしょうか、そういう可能性もあるのではないかなということが1つです。

あともう一つ、広葉樹でございますが、ナラ枯れとか、そういう形で広葉樹が伐採されないがためのいろいろな病気なんかも発生している。あるいは倒木なんかも出ているということで、そういった森林の新しいといいましょうか、森林のサイクルをうまくやっていくということにもつながるんじゃないかなということ、そういったもろもろのことを勘案し、しかもまた、民間でやっていただくということでございますので、しかも本社を上山に持ってきていただくということございましたので、そういうことを踏まえて、誘致といいましょうか、そういう形になったところでございます。

○尾形みち子委員長 市民生活課長。

○鏡 順市民生活課長 湯町の共同浴場の跡地の利用のことについてお答えいたします。

これは、運営者側の希望という段階でござい

ますけれども、更地にした後は、ここに浴場があったというモニュメントをつくりたいというふうなものを希望しているようですけれども、その費用をどちらが持つかということは、まだ詳しくは話はしておりませんが、私のほうとしては運営者側の問題かなと思っております。

○尾形みち子委員長 副市長。

○塚田哲也副市長 説明会に私が出させていただきましたので、中湯の件は私から。

全体の基本方針は12月にお示しさせていただいたとおりでございます、中湯については廃止する方向でということで、御説明させていただきました。

現場ではいろいろな御意見をいただいたところですが、本当にさまざまな御意見、多くは残してほしいということだったんですが、我々のほうからは毎年300万円ぐらいの赤字がずっと続いているというふうなことを御説明させていただいて、それで御理解をというふうには思っておりましたが、そこは丁寧に説明していく必要があると思っております。

中で出た御意見の中で、民間事業者でやれるところもあるんじゃないのかと。例えば中山町ではやっているところがあるんだというような御意見もありましたので、そこは宿題という形で、我々は受けとめさせていただきまして、そこをまず研究させていただこうということで、その場を終わったところでございます。

今後の進め方でございますけれども、先ほど申し上げました民間の主体という可能性のところまでいくのかどうかは別としまして、まずそこは研究させていただくという、研究成果をまずお話しさせていただく。

それから、今後の中湯は、建物自体も古いで

すし、どのぐらいの投資が必要になるのかということも含めて、もう少し開示していこうと思ひまして、そこをまず担当課と話している中では、2カ月ぐらいかけて研究させていただいて、2カ月後ぐらいに地元、まずは役員の方々に話をさせていただいた上で、改めて平場というか、説明会なりでやっていきたいなと思ひています。

それにしても、我々のスタンスは、冒頭から申し上げていたとおり、これまでこれずっと続けていくのは民業圧迫という観点もございますので、そこにも配慮する必要があるということで、市としての運営は難しいというところは変わらないと思ひています。

その後どうなるかというのは、その後になってくるというふうに理解しております。

○尾形みち子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 それで、まず副市長からですが、そうしたら、もし中湯が廃止できない、あるいは民間でやるところが出てきたというようなことになった場合は、昔あったあの例の優良賃貸住宅の建設というのはどういうふうに影響を受けるんですかね。後でそれを伺います。

それから、バイオマス発電は、白鷹町の事例などにもありますけれども、個人が軽トラックで運んで、それを木の駅というのが制度として白鷹では持っているようではありますが、個人の搬入、先ほどもどなたか言われたと思ひますが、それもぜひ入れていただくと、これはもう市民が非常にメリットもある。高齢者も自分の小遣いぐらい稼げるということにもなりますから、より多く、あの発電所ができたことによって山がきれいになるという方向で努力をしていただきたいなと思ひしております。では、副市長、お願いします。

○尾形みち子委員長 副市長。

○塚田哲也副市長 もしというお話でございますが、まずはそこをお示ししてからということになりますので、ちょっとまだ仮定の御質問はちょっと控えさせていただければと思ひます。

○尾形みち子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 相当の発電ですから、基本的なものというものはきちんと確保することが大事だと思うんですね。その附帯といいましょうか、それにプラスアルファの部分で、庄内のほうで実は木材、自分の山、軽トラックで運んで山もきれいにする、自分にも実入りがあるということをやっているところがありますので、そういったいいところいい場所でしょうか、いい取り組みは我々も業者のほうに話を進めてまいりたいと考えております。

○尾形みち子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 最後に要望にいたしますが、ペレットストーブ、私も6シーズン目ですけれども、ペレットを買う場所がないんですね。市内の小売店はあるんですけども、価格差が物すごいんです。寒河江の販売店だと10キロで430円、市内で買い求めますと約600円という、10キロ単位ですね。これがもう1シーズンといたらとんでもない金額になってしまいます。

小国でもつくっているわけでありましてけれども、せっかくこういった大きな施設ができるわけですから、そういったペレットの製造あるいはチップ、こういったところについてもぜひ幅広くやっていただけるように、機会があったら市長からもぜひ要請をお願いしたいと思ひます。

○尾形みち子委員長 浦山委員。

○浦山文一委員 それでは、温泉健康事業について、ちょっとお話を伺います。

今いろいろなお話を聞かせてもらって、市長の心の中ではもう固まっているなというような感じ、私自身はとりました。

でも市長、それで本当にいいんだろうかということをもう一度立ちどまって考えてみてほしいなということで、今私はこの場に立たせてもらっております。

実は、中心市街地と言われている上・中・下十日町、石崎、あと駅前商店街、本当に静かな街になっていますよね。それはもう市長も十分おわかりですよ。

それに、ましてヤカミンがああいうふうな立場になってしまっていると。

これをやっぱりみんな言っているとおり、これをそのままにして、それでこれから新しくできる温泉健康施設、それが本当に成功に導いてくれるんだろうかと。こう思ったときに、私は疑問を感じている一人でございます。

市長、足元をきちんとしてから事業をされても遅くはないんじゃないでしょうか。私はそのように思います。

結局足元をしっかりするということは、上山に来て、いやすごいいねと、物すごく明るい人が多いね、そして気持ちが本当に朗らかになるね、力をもらえるねと、こういうふうな商店街をつくるのがまず一番最初にやるべきことではないでしょうか。

私は、とにかく今までやってきている市長の事業を見せてもらって、さすが横戸市長だと私は思っています。でも、この温泉施設が逆に言えば命取りになる危険性にもなるんだということをおしは申し上げたいのであります。

先ほどから言われている掘削はするけれども、まだ時間はたっぷりあるからというような言葉がありました。でも、確かにたっぷりあるんだ

ったならば、もう一度その場に足をとめ、街の中心街を見てもらって、それで、じゃあどのようにしたらいいのかということが、私はもう一度申し上げますけれども、それが一番先決問題であると。この所管の課長の方々とともにお話をさせていただき、それを我々のほうにも返していただき、そして市民のほうにも下に落としていただき、このようなやり方をすればどうなんだろうかとすれば、それがうまくつながっていけば必ず温泉健康施設は成功します。

今のままのことで強行していくと、私はこんなことを言っては申しわけございませんが、確信しているんですよ。あのとき横戸市長、議員のときよくわかっていますよね。カミンをつくるときに、どのように議員の方々が言っていたか。

何でこういうふうにかミンになったのかということ、これは私は申しませんけれども、横戸市長は十分わかっていると思います。

あのときの二の舞を踏まないようにせよと私は思うのです。

ですから、私はこの場所に立たせて、市長とお話をさせていただいているわけですので、市長、ちょっと御意見を胸を開いて私に聞かせてください。

○尾形みち子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 この健康施設でございますが、御存じのとおり、第一義的には街の中ということで議会にも提示をさせていただいた経緯もございます。

その中で、議会筋からも駐車場の問題とか、あるいはお湯の量的なものとか、最終的には土地の御理解も得られなかったというようなことで、撤退した経緯があるわけでございます。

今、商店街というようなこともありましたけ

れども、私はどういうものが特効薬になるというんでしょうか、街の活性化に、街の中に持ってくるものがどうなのかということは、さまざまだと思うんですよね。

ですから、我々も中心市街地活性化計画を入れたり、あるいは空き家対策というんでしょうか、あいている商店街に新たな店を持ってこられるような補助制度とか、いろいろやっているんですよね。

ですけれども、なかなか来てもらえないというのが現状です。

ですから、この健康施設、じゃあ街の中のどこに持ってくるかということとか、あるいはそうなったときに交通量、例えばカミンという話がありますけれども、カミンにだって一番心配されているといいましょか、最初から心配されていたのがいわゆる駐車場ですよね。あの駐車場、狭くて、行くとわかると思いますけれども、壁にはいろいろな色がついていますけれども、そういった経緯なんかもあります。

ですから、やっぱりそういったものを総合的に考えたときに、必ずしも街なかということじゃなくて、上山市一体という形の中で考えたらどうだというようなことで、しかも検討委員会からそういった3カ所という御意見もいただきましたので、その中で検討させていただいたということでございます。

ですから、今回については、きょう委員の皆さんからいろいろ議論いただきましたので、まずは掘削等については、まずやらせていただきたいと思いますし、その後いろいろな形で検討していただいて、市民の皆さんからいわゆる理解と協力を得られるような説明会なり、いろいろな開示をさせていただいて、そういった事業展開をしてまいりたいと考えております。

○尾形みち子委員長 浦山委員。

○浦山文一委員 今、市長が言われたことは十分お話を聞いていますのでわかります。

でも、やはり今の答弁からしますと、もう弁天につくるんだと。市長、いろいろな話、みんな市民の方、いろいろな方々から話を聞いて、総合的に上山の発展のことを思い描いていくんだということを今市長の胸の内を聞かせていただきました。

でも、私からしてみますと、とにかくそれはわかります。でも、やっぱり上山の中心をきちんとしないとだめなんだというのは、上山の鉄則というような、商売人の心からいくとそこなんですよ。

こんなことを言っては申しわけございませんが、大手スーパーが来ていますよね、上山に。大手スーパーは、税金が上がらなかつたらすぐさま撤退なんです。撤退しても経費がかからないような建物をつくっているんですよ。

ところが、今まで上山市民を、市を守ってきた市民の方々、商店街の方々、工業の方々、その方々から税収を、安定した税収をいただくようになれば、何をやっても事はうまくいくんですよ。

ところが、今市長は総合的など、こう大きいエリアの中で今申し上げましたけれども、これこそまさしく大変な、それをまとめていくためにも市民一人一人の、3万五、六千の市民の気持ちをしっかり捉えていくためには、そうじゃなくて、まず足元でしょうという人はまず大半だと思いますよ。

ですから、健康的なことはわかります。わかりますけれども、でも、市長、もう一度申し上げますけれども、とにかく上山ぐらいは、足元である中心市街地をきちんとやってこそ市長の

やろうとするものが光輝くものになっていくわけなんです。これは同僚議員も申されたとおり、市民の気持ちが市長がこれをやってきた、ああいいね、すばらしいねと、こういうふうを持っていくのが成功に導く一つの道です。

それができなかつたら、本当に私が最初から私わかっていました。これ絶対無理だよと。でも、心を入れかえた中で、市民を巻き込んだものにするならば、絶対に成功するぞと。こういうふうなことである。だからこそ、私は申し上げているのであります。市長、よろしく心の中に置いてください。

○尾形みち子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○尾形みち子委員長 質疑はないものと認めます。

散 会

○尾形みち子委員長 本日はこの程度にとどめ、あすは午前10時から会議を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時53分 散 会

